

り、然れども古義各本山の分離は實に教義上其必要を認めざるのみならず、之を分離すれば其勢相滅殺して一も興學布教の實を擧ぐるに堪ふべきものなし、興學布教の實擧がらざれば、宗教成立の根基は茲に崩壊せざるを得ず、而して興學布教の頽廢は昨年分離以來實現せる所にして、是れ實に内務大臣不當の結果に外ならざるなり。

鎖國を以て主義せざる徳川政府の下に切支丹禁制の行れたるは怪むに足るものなし、然れども信教自由の立憲政治の下に一宗の敗滅を速くべき不當處分を見るは吾徒の了解に苦む所なり、殊に憲政の美果を收めんを宣言せる伊藤内閣の下に、騎馬内相が政友會の勢力を利用して極力斯る不當處分を辯護し固執せるは益す了解に苦むものなり、嗚呼不當處分を辯護して前内閣に好意を表せんが爲めには一宗の崩壊と犠牲と幾百萬の生靈の歸依する所を奪ふも毫も顧みるに足らざるか云云

眞言宗長者は復同月十八日付を以て左の請願を爲せり

同請願書

眞言宗より分離の許可を得たる事相本山に對して命令下附の請願

眞言宗宮中後七日御修法は宗祖弘法大師が玉體安穩鎮護國家の御祈願を主體として眞言宗を開宗せる事相行軌の中心淵源にして小野廣澤の事相諸本山は此の御修法を中心淵源とし事相の流例を設け居る儀にして眞言宗に於ては十七年太政官第十九號達の所謂立教開宗の主義に關し容易ならざる傳承に候然るに此度眞言宗より分離を御省へ請願仕候事相本山は此の後七日御修法より分離せしものにて即ち事相の中心

淵源より離脱せしものに候固より分離欲望の事相本山が宗法上新派を稱呼するに關し御省に於て宗内へ向て何等の御調査なく又分離欲望の本山は唯に分離欲望の私心より一向に本宗の立教開宗に關し一宗本末を通じて宗旨の肝髓とし崇奉すべき最大要素を棄却し分離の許可相成りし儀と奉存候就ては小野、廣澤の事相本山は速かに小野、廣澤の諸法流を其淵源なる御修法の阿闍梨たる眞言宗長者へ返上し而して小野廣澤の舊稱號外に於て新派號に伴ふ新事相の稱號を設け宗法をして紊亂せしめざる様御省より斷然事相本山なる管長へ御命令相成度候若し御命令に服せざる儀に候得は新派管長が眞言宗より分離の儀は一往御省より御取消相成度此段宗法の紊亂は宗門千歳の大事事件に付不得止懇願仕候也

追て本文の懇請は事と宗法に屬し候得共宗法あつての本宗にして而して宮中御七日御修法は實に本宗の立教開宗に關し宗法上最大要素に候然るに斯る宗法の紊亂は固と本宗に向つて何等の御調査なく單に一方の開伸のみにて御省より分離許可相成候より惹起したる次第と乍恐愚慮仕候且又事苟くも宮中後七日御修法に關する儀に付本職に於ても今日迄緘黙を守り候得共宗法の紊亂は實に一宗の立教開宗

に關し如何にしても難捨置最大要件に候間止を得ず御省へ御命令御下附の儀請願
する所以に候本職の微衷深く御諒恕の程奉願候也

明治三十三年十月十八日

眞言宗長者大僧正

長

宥 匡

内務大臣候爵 西 郷 從 道 殿

不
當
處
分
請
取
消
の
伸

當○時○畫○一○同○志○寺○院○檀○信○徒○一○般○は○遂○に○内○務○大○臣○に○向○て○、
左○の○取○消○の○申○請○を○爲○せ○り○。○此○申○請○は○政○府○が○分○離○許○可○の○當○時○に○出○す○べ○き○筈○な○る○に○、
今○此○申○請○を○爲○す○は○少○し○く○機○會○を○失○せ○し○の○態○あ○れ○ど○も○、
明○年○早○々○帝○國○議○會○に○其○取○消○の○請○願○運○動○を○爲○す○に○は○、
是○非○前○以○て○政○府○に○此○申○請○を○爲○し○置○き○、
對○議○會○運○動○の○伏○線○と○爲○せ○し○も○の○如○し○。

○不當處分に基く宗派分離獨立許可取消の申請

△申請の要旨

眞言宗泉智等原心猛高憧龍暢及和氣宥雄等より提出せる御室派高野派大覺寺派及醍醐派分離獨立の請願は不當處分なるを以て該請願に對する明治三十三年八月九日付の許可取消の御處分あらんことを申請仕候

△申請の理由

第一 泉智等外三名の分離獨立請願は違法なり

泉智等外三名が明治三十年四月六日付御省の認可を経たる眞言宗々典第九十五條に違背し分派獨立を謀り御省に對し眞言宗寺院住職の資格を以て分離獨立の許可請願を爲したるの處爲は眞言宗法規第八號に該當し一宗擯斥に處すべき者とす。

而して彼等の住職せる寺院は自ら不法行爲を爲す能力なき者なれば斯くの如き行爲は寺院代表者たる住職泉智等外三人の爲し得べからざる行爲なるを以て彼等の分派獨立の請願に對し御省が與へられたる許可は彼等個人に與へられたるものなるは勿論なるも假りに泉智等外三人が違法の行爲を敢てし恰も權限行爲の如く裝ひ不當なる請願を爲したるに依り其住職せる寺院も宗典の羈絆を脱せし如く看做し分派獨立の許可を與へられたるものとせば御省の許可は正當の理由を缺きたるものなるを以て御取消の御處分有之べきものと思料仕候宗典法規は眞言宗長者之を定めたるものなれども長者は一宗本末の代表者に依て組織せられたる大會の協贊を得たるものなるを以て事實上泉智等外三名も自ら之を制定したるものなれば同宗典にして政府の認可を得ずとするも之に羈束せらるべきは勿論なり況や宗典法規は明に住職が分派

獨○立○を○唱○ふ○事○を○禁○じ○之○に○反○し○た○る○時○は○其○住○職○の○資○格○を○喪○失○す○る○旨○を○規○定○せ○る○を○以○
 て○此○等○條○項○に○該○當○せ○る○行○爲○に○依○て○彼○等○が○獨○立○許○可○を○得○た○る○行○動○は○彼○等○個○人○の○不○當○行○
 爲○に○し○て○我○等○宗○徒○に○於○て○は○本○山○正○當○の○行○爲○な○り○と○認○ひ○る○を○得○ず○彼○等○は○管○長○と○稱○し○我○
 等○末○寺○住○職○を○任○免○せ○ん○と○す○る○も○我○等○は○從○來○眞○言○宗○々○典○に○依○り○眞○言○宗○長○者○に○統○理○せ○ら
 る○を○以○て○所○謂○獨○立○派○管○長○は○我○等○住○職○せ○る○寺○院○以○外○の○寺○院○を○統○理○す○る○他○宗○の○管○長○と
 認○め○さ○る○を○得○ず○然○る○に○近○來○泉○智○等○三○名○は○新○派○管○長○の○名○を○以○て○種○々○の○文○章○を○發○し○末○寺
 住○職○を○強○迫○し○て○一○宗○を○騷○擾○し○つゝ○あ○り○要○す○る○に○斯○る○不○法○行○爲○を○以○て○自○己○の○住○職○せ○る
 本○山○行○爲○と○同○視○し○甚○し○き○は○我○等○末○寺○住○職○を○統○治○す○る○管○長○た○る○か○の○如○く○誤○解○致○居○る○を
 以○て○之○が○爲○め○宗○門○に○紛○擾○を○惹○起○し○迷○惑○妙○か○ら○さ○る○次○第○に○有○之○候○以○上○の○如○く○泉○智○等○外
 三○名○は○理○論○上○我○等○寺○院○に○關○係○な○き○他○派○の○管○長○な○らば○我○等○寺○院○は○彼○等○が○宗○内○の○秩○序○を
 亂○る○不○當○行○爲○に○對○す○る○相○當○御○處○分○を○申○請○せ○ば○足○れ○る○が○如○く○な○れ○ど○も○彼○等○は○我○眞○言○宗
 々○内○に○於○て○分○離○す○べ○か○ら○さ○る○に○も○拘○ら○ず○此○の○如○く○宗○典○違○犯○の○不○當○行○爲○に○依○り○分○離○獨
 立○し○た○る○も○の○なる○を○以○て○己○下○の○理○由○に○依○り○進○ん○で○分○離○獨○立○許○可○取○消○の○御○處○分○を○申○請
 する儀に有之候

第二 御室派外三派の分離獨立は本宗の教義上之を許さず

凡○一○宗○一○派○の○成○立○に○は○必○ず○宗○祖○若○く○は○派○祖○と○爲○る○一○大○偉○人○出○で○一○種○の○教○義○を○立○て
 安○心○立○命○の○道○を○示○し○萬○衆○之○を○信○仰○す○る○に○至○り○方○め○て○一○宗○一○派○を○成○立○す○る○者○な○り○即○ち
 宗○派○の○成○立○に○は○之○が○開○祖○と○其○創○唱○に○係○る○教○義○と○之○を○信○奉○す○る○教○徒○と○の○三○者○具○備○せ○さ
 る○べ○か○ら○ず○我○眞○言○宗○の○如○き○は○高○祖○即○身○成○佛○の○教○旨○を○立○て○し○よ○り○諸○弟○子○及○び○法○孫○之○を
 宣○揚○し○教○法○大○に○弘○ま○り○大○治○天○承○の○際○覺○鑲○上○人○根○來○寺○を○開○き○經○典○の○解○釋○に○新○說○を○立○て
 衆○徒○之○に○從○ふ○も○の○愈○々○多○く○賴○瑜○法○印○之○を○大○成○し○て○新○教○義○初○め○て○分○岐○す○是○即○ち○新○義○派
 に○し○て○覺○鑲○上○人○實○に○之○が○派○祖○に○候○故○に○古○義○新○義○の○兩○派○は○教○義○明○に○別○派○を○爲○せ○し○も○の
 に○し○て○之○を○打○て○一○團○と○成○す○は○寧○ろ○宗○派○の○進○化○分○流○す○る○原○理○に○背○く○も○の○に○有○之○候○然○る
 に○仁○和○寺○外○三○本○山○に○至○て○は○曾○て○特○殊○の○教○義○あ○る○に○非○ず○隨○て○教○義○上○よ○り○之○に○隸○屬○す○る
 末○寺○僧○侶○及○檀○信○徒○あ○る○に○は○無○之○候○故○に○此○等○四○本○山○は○宗○義○上○毫○も○分○派○別○立○す○べ○き○理○由
 あ○る○こゝと○無○し○然○る○に○宗○派○名○を○以○て○一○種○の○記○號○の○如○く○心○得○同○一○宗○を○裂○て○數○派○と○爲○し○之
 に○派○名○を○付○す○る○が○如○き○は○齊○しく○本○地○法○身○の○教○義○を○遵○奉○す○る○古○義○眞○言○宗○に○於○て○は○教○義
 上○斷○じ○て○之○を○許○さ○る○儀○に○有○之○候

第三の理

第三 御室派外三本山の分離獨立は本宗の歴史上之を許さず

宗祖一度東寺長者を以て一宗の依止師と爲すべき洪範を定められしより東寺定額僧の首位に在るもの其職に進み一宗の棟梁として法務を統理知行せしが後年寺規衰頽して所謂定額僧なる者率ね地方各寺に歸住し長者の職は仁和寺大覺寺等の門跡及び院家に移り後宇多法皇の時復東寺を興隆し給ひしと雖も長者は遂に門跡及び院家の萬次相進ひの定職と爲れり而も高祖遺告の旨趣は之れを失はず徳川氏の時古義は高野に隸すべく新義は豊山智山に隸すべきの令出づるに及び政府の命令は三山之を兩派寺院に傳へ以て全國寺院を統轄せり而も東寺其本宗たることと一味合同の制度は曾て變動したること莫く以て明治初年に及びり明治八年神佛分離し合併太教院廢止に依り眞言宗太教院を設け同十一年六月仁和寺外七ヶ寺に西部獨立を許され一時古義眞言宗兩管長の姿なりしが一宗は紛亂争擾止む時なく遂に政府は十二年四月を以て一宗一管長とすべき旨を達せらるゝに至れり是れに徴するも眞言宗が多頭管長制度にては統一の困難にして紛亂の止まざるを知るべきなり政府の此達ありたるに由り同十二年十月本末の代表者東京に集り立教開宗の祖意に則り東寺長者を一宗の管

長となし一宗一團の制を立て以て同十七年に及び代議立法の制度茲に確立す同年第十九號達出づるに及び再び一宗の大會を開き宗制寺法を議し同十九年に至て確定し新義派號を復稱すと雖も尙は一管長の制度を變せず同廿九年第四回の宗會に於て宗制寺法を改正す是れ即ち同三十年四月六日御省の認可を得たる現行宗典に候本宗の制度古來斯の如く變遷ありと雖も仁和寺外三本山が各自單に其末寺を統理したるとは曾て之れ無く候偶々西部本山と稱して分離獨立し管長の認可を得たるとあるも其は唯一宗の紛亂を惹起せしに外ならず元來各門跡寺本山の末寺なる者は一時俗權の勢力を藉らんが爲めに徳川氏の中世以後近くは明治年間に及び初めて本末の關係を結びしものにして他宗派の如く教義上に於て本末の關係を成したる者には之れ無く要するに仁和寺外三本山は眞言宗の歴史上に於て別派を成し分離獨立すべき歴史を有せざるものに候

第四 御室派外三派の分離獨立は當該本山の利益に非ず

泉智等外三名は御室派外三派の分離獨立は各自其本山の利盛隆盛を計る者と心得居るものゝ如し然れども決して然らず彼泉智等等は御室派外三派の獨立は之と俱に末

第四の理

寺も分離別派したる者と心得居るが如くなりと雖も我々末寺は如何なる事情に遭遇するも理由なき仁和寺外三本山の別派獨立には服従せざるを以て此等本山は末寺の多數を喪失するに至るは免るべからざる事實に候彼れ本山は孰れも千有餘ヶ寺若くは數百ヶ寺の末寺を有し本山として相當の資格を保ち來りたりと雖も泉智等外三名の心得居る所謂御室派外三派分離獨立の許可は仁和寺外三本山をして眞言宗以外の別派を成したるものなるを以て教義上歴史上及び法理上より之を承認せざる末寺に對し其統治者の如く裝ひ以て命令を發するも末寺は之に服従する筈なく先には本山として有効ならしめたる命令も所謂管長として發するが爲め事實上却て無効に歸せしむるに至り本山の資格を毀損し本山として得來りたる利益を喪失するは明晰なる事實にして現に八月九日付御室派外三派の分離獨立御許可以來今日に至り泉智等外三名の者等が實驗したる處にして將來と雖とも決して此事實は變すべき儀には無之候此の如きは眞言宗本山としての仁和寺外三本山の爲め決して得策には無之即ち御室派外三派の分離獨立は仁和寺外三本山の爲めに計るも斷じて當該本山の利益に之れあらざる儀に候

第五 御室派外三派の分離獨立は社會の安寧公益を害す

泉智等外三名が分離獨立を御省に出願せし以來我等末寺住職僧侶が之に反抗せしのみならず我等寺院の檀信徒等も亦彼等の不法行爲に對して反對の態度を顯はし或は住職と協議して寺規則を定め或は新派號を公稱せざる旨を本山に届出又は現行宗典の統治に服する旨を眞言宗長者に届出づる等決して彼等の不法行爲を默過すること之れ無く殊に御省に於て許可の御處分有之候以來は其激昂愈々甚しく或は自ら立て地方に遊説し或は檀信徒同盟會を結んで彼泉智等外三名の行動に反對し其決心は愈々固く其反抗は益々昂まり到底御室派外三派の分離を承認するものには之れ無く候是れ全く宗派の分離別派は安心宗意に影響することを恐るゝが爲に候而して斯くの如き状態は人心の不穩を惹起するのみならず實に各地方の安寧公益を害する事不尠候又泉智等外三名の行動に關し社會の評論を察するに彼等の行爲を以て正理公道に基きたるものと認むるものは殆んど絶無なるが如く殊に佛教各宗派をして御室派外三派の分離獨立の始末は各自宗派の宗憲に對し危殆を感せしめ大に疑惑を生せしめたるが如きは明に彼等の不法行爲は社會の安寧公益を害するものに候

第五の理由

以上の理由に依り本宗に於て新古兩派は之を分離するを得べしと雖も本山の性格習慣相異なるを理由として古義眞言宗の諸本山を分裂し本山を以て末寺統治者として以て分派獨立せしむるが如きは本宗の教義上歴史上斷じて之を許すべからず然るに之を數派に分離し一時の綱縫を以て其間を調和聯結するも教義と歴史に背違したる分派獨立は必ず永續せず早晚再び一宗一團と爲さんとするの紛擾を生ずるは必然に候仍て我々末寺住職は泉智等外三名が御室派外三派の分離獨立を出願したる違法の行爲に對し明治三十三年八月九日右四派の分離獨立の許可取消の御處分あらむことを申請する所以に候也

明治三十三年十一月一日

内務大臣男爵末松謙澄殿

政府の通牒

政府は曩きに眞言宗長者より差出しある伺並に願書に對し、十二月二十八日に至り漸く左の通牒を爲せり

秘乙第四三八號

本年十月四日付明治三十三年九月廿八日内務省訓令第九二七號に關する伺同月十四

日付眞言宗々典を無視したる本山へ分離許可の儀に付伺及同月十八日付眞言宗より分離の許可を得たる事相本山に對して命令下附の請願と題し書面御差出し相成候處右は宗派の分離に付ては十七年太政官第十九號達に據り濫りに之れを行はざるは勿論の儀に有之然るに眞言宗御室派等の分離獨立を許可したるは各其請願の理由に稽へ事實不得己ものと認め該處分相成候儀に有之尤も該處分は宗義に變更を及ぼさざる筋に候條其宗派に於ても上記の趣旨を諒知し心得違のもの無之様措置可相成尙は各宗派間聯帶處理を要すと認むる事項は關係宗派に協議し本年九月廿八日訓第九二七號の趣旨に悖らざる様御取計可相成本三件に對しては別段指令不被及依命此段及通牒候也

追而政府が宗派の分立を認許するは固より宗制寺法の適用とは同一視するを得ざる儀に有之宗制寺法現存の宗派に對してのみ適用すべきものにして従前一宗派たりしものと雖ども其の宗派分離許可後に於ては従前の宗制寺法は分離したる宗派に屬する寺院僧侶に對し當然適用することを得ざるに至りたるものに有之本年九月二十八日訓第九二七號中「本分離處分に牴觸の事項」とあるも前記の通り従前の

宗制寺法が分離獨立せる宗派に屬する寺院僧侶に對し適用を失したる結果其宗制寺法の規定中廢止を要する事項を指したる儀に有之候條同規定の各成條につき疑義の廉有之候は、其廉々に付伺出らるべく又本末寺とあるは元來本末寺は從來定まる通りに有之從て僧侶とは其本末寺に屬する者を指したる儀に有之候へ共是れ亦實際上疑義有之候は、事實に付き伺出られ度此段申添候也

明治三十三年十二月二十八日

内務省宗教局長 斯波淳六郎

眞言宗長者大僧正 長 宥 匡殿

眞言宗長者は右の通牒に服せず、翌年一月八日を以て、左の申請を内務大臣に呈出せり
○眞言宗々典法規を無視して出願せし仁和寺等の本山住職へ與へられたる分離獨立許可取消の申請

眞に本職より貴大臣へ呈出仕候三件の書面に對し昨年十二月廿八日付秘乙第四三八號を以て宗教局長より貴大臣の命を本職へ御通牒相成候謹んで御通牒を拜讀するに本職より伺又は出願仕候廉々に對しては何等の御明示無之單に宗派の分離は溢りに

眞言宗長者の申請

行はず然れども眞言宗御室派等の分離獨立は請願の理由に稽へ事實不得已ものと認め處分相成り尤も該處分は宗義に變更に及ばざる筋に候との御命と存候就ては御命に對し了解難仕候廉々左に

一「分離請願は事實不得已者と認め」云々と御命に候得共一方に於て明治十二年三部署長を廢し宗制畫一の制度を設けざるを得ざるは是れ亦不得已の宗情なりしと又明治三十三年六月廿九日付眞言宗前長者にして大本山泉涌寺住職なる大僧正鼎龍曉并に大本山勸修寺同隨心院の兩門跡及總本山別當の連署を以て貴大臣へ呈出せし陳情書并に眞言宗々會議長土宜法龍より同年七月九日付を以て呈出仕候上申書其他一宗寺院中殊に離脫本山末なる多數の住職等が自ら御省へ出頭し又は代表者を出し若しくは書面を以て貴大臣に對し苦辛慘憺其赤心より開陳せし上申等は實に眞言宗々情の妄りに分離すべからざる實證に御座候然るに此の大本山住職宗會議長末寺多數の陳情及び眞に一宗一管長制になさざるを得ざるの宗情より斯く御處分ありし宗情等に對しては一回の御諮詢若しくは御調査なく單に仁和寺等の開陳のみ御採用相成りしは乍恐一般宗情を公正に御監督なき偏怙の御處分と考へられ候是れ賢明なる貴大臣

の政治に於ける公正の徳義心に訴へる要點に候

一請願の理由に稽へ事實不得已ものと認め云々と御命に候得共請願書中近頃辛うじて得たる大覺寺より呈出の願書を見るに實に妄浪杜撰の書面にて其理由と稱する重なる一二を云はんか大覺寺が古來より末寺に對し教育上よりも宗教上よりも獨立に制度を設けて末寺を統理し來りし實證は一もこれなきに「古來より獨立して統理し來りし」杯と云ひ又「晝一宗制下に於て教學の不振を來たせしは目下の實情」杯と申立候得共比較上眞言宗の布教興學が近時着々振起せるは全く目下の實情にて其は貴大臣が曾て認可を與へられたる眞言宗の宗費賦課の豫算が教學費支出に如何に大部分を占め居るか又毎年眞言宗長者より呈出せる布教興學に關する統計が如何に報告され居るかを御檢閲相成り候得ば其大體に於て近時に於ける眞言宗の教學が比較上確かに振起し居ることは一見明了に候況んや事實御調査これあるに於ては益々判明する次第に候然るに貴大臣は是れ等の宗情を一々御調査なく惟に離脱本山が自儘に開陳せし虚欺の申立を御採用相成り「事實不得已」と漠然御命相成るは了解難仕候貴大臣の賢明なる斯かる不倫の理由なるも猶ほ「事實不得已」と御監察相成る儀に候

や況んや合同すれば教學振はずとの理由にて分離する本山にして聯合せざれば教學振はずとの理由を以て分離後も猶ほ教學は聯合すと云ふに至りては其前後矛盾なる没理由の甚しき何の爲に分離する乎を知るに苦しむ次第に候

一「宗義に變更を及ぼさざる筋」との御命に候得共十七年太政官第十九號達第四條に基づき離脱本山各別に立教開宗の主義に由り定めたる各宗制には特に別章を設けて派祖の教義を闡揚する告文を掲げ又其宗徒の宗意安心の正否は各宗派の管長にて裁決すと規定せる條を置き加之ならず事實に於て小野廣澤の事相本山が事相嫡傳の規模として代々承繼し來りし眞言宗兩部事相の淵源なる宮中後七日御修法より離脱し此の御修法より脱したる自然の結果として各山限り新事相道を組織せざるを得ざる如き是れ等を算し來れば眞言宗が新義派と單稱部等と兩分する外の分離は全く古來の傳承を破ふりて其宗義上に分裂の變更を及ぼす離脱なることは是れを宗制に稽へ事實に徴するに俱に顯了に候斯かる分離なるにも拘はらず貴大臣が全體の分離に對し單純なる獨斷的辭令を以て「宗義に變更を及ぼさず」と御命あるは全く貴大臣の眞言宗宗義を御了知なきに乘じ離脱本山住職より巧みに開陳せし詭辯を漫然御採用相

成りしより來たる御命と考へられ候。是れ實に分立許可の結果として此の分立に屬するときは宗義上の變更より信仰の自由を迫害せらるゝに到る寺院これあるに付宗徒に於て止を得ず如何なる暴戾を受くるも新派の稱號に服従し能はずと囑道する所以に御座候。

一御通牒の追書に「宗派の分立を認許するは固より宗制寺法の適用とは同一視するを得ざる儀に有之宗制寺法は現存の宗派に對してのみ適用すべき者」云々との御命は謹んで了承仕候眞言宗々典第九十五條に「分立を許さず」と有之は現存宗派下の寺院が古來因襲の派號を唱へる外其宗派より分立して他宗派に轉じ若しくは新派號を唱へ管長を別置することを許さざる精神なることは一見明了に候然るに貴大臣は明治三十年四月六日付を以て此の宗典に認可を與へ公正に其權能を保證され居るにも拘はらず何故其宗典認可の取消もしくは變更なくして其宗典下の現存寺院なる仁和寺外五ヶ寺か明らかに宗典第七十三條第九十五條に違犯せる不法行爲を以て眞言宗長者をも經ず出願せし分立願を御採用相成りし乎是れ實に何れの宗派を問はず斯かる不法行爲の出願を御採用相成り候ては宗制の認可は徒爲に屬し宗治の安寧は一日も維持する能はざる儀は智者を待たずして明白に候既に今回與へられたる貴大臣の御命より推測するも眞に眞言宗々典下に現存せし仁和寺等に對し政府が此の眞言宗宗典を適用されざりしは全然失當の御處分なりしと云ふは敢へて憚からざる次第と存じ候且つ「従前の宗制寺法が分離獨立せる宗派に屬する寺院僧侶に對し適用を失し」云々との御命は是れ亦了承仕候然れども末寺多數の者は三十年四月六日付認可を得たる眞言宗々典が儼乎として存在し隨て其宗典第十一章下の寺院は本末なる個人的關係と宗派なる團體的關係と性格全く殊別に候間本山が宗典に背きし不法行爲を以て宗典より分離し眞言宗の團體を脱去することを許可され候共其の末寺が其本山の不法行爲に倣らひ宗典に背きて眞言宗の團體より脱去せざる可からざるの理由は萬々これなき旨を確守し乃ち本山と末寺との個人的關係は古來の通り變らざるも其の宗義に變更を及ぼす新宗派の團體へ轉換附屬する儀は萬々爲す克はざる次第を主張して止まず候故に眞言宗寺院僧侶にして眞言宗々典を犯し眞言宗の團體を脱去し新たに分離獨立せし新宗派の團體に屬すべき許可を受けたる寺院僧侶は幾個これある乎は本職に於て未だ承認仕らず候依て貴大臣の御命なる「分離獨立せる宗派に

百九十七

屬する寺院僧侶」は幾個これあるものに候や本職は未だ判然了知仕らず候前顯の理由に據り貴大臣が今回與へられたる御命は了解難仕候に付隨て實行難出來候且つ本職が開伸仕候理由は昨年来本末多數の寺院僧侶よりも開伸仕候儀と奉存候依ては貴大臣に於かせられ候ては疾く御了知の儀と奉存候實に一昨三十二年十二月より此の紛擾に關しては宗徒の苦心一方ならず殊に獨立許可後は本職へ服従する届を出し又は離末を貴大臣へ請願し呉れど哀請して止まず而して其衷情は宗義分裂し教運傾敗せんとするを悲歎するの外無之に付捨つるに忍びず候依ては貴大臣が昨年八月九日を以て仁和寺外五ヶ寺へ與へられたる獨立許可は一往御取消し相成度若し然らずして此儘在昔曠日彌久せば末寺僧侶のみならず檀信徒も加はり紛擾は愈々増大に到らんこと火を觀るより明らかにて宗安維持の爲眞に憂懼の至に堪へず候若し夫れ萬一にも全體に對する該許可の取消し難相成儀に候得者宗義の變更を爲す克はざるより末寺僧侶の紛擾し已まざる焦點なる彼の仁和寺金剛峯寺大覺寺醍醐寺なる四ヶ本山の獨立許可は斷然御取消相成度此段謹んで申請仕候也

明治三十四年一月八日

眞言宗長者大僧正

長

宥 匡

内務大臣文學博士男爵 末 松 謙 澄殿

同追伸

眞言宗長者は右の申請書に、遺漏の點ありしか、同月十二日に更に左の追伸を爲せり

○眞言宗々典法規を無視して出願せし仁和寺等の本山住職へ與へられたる分離獨立許可取消申請の追伸

本月八日附を以て本職より仁和寺外五ヶ寺獨立許可の取消申請仕候に付明治三十二年本宗々會大會開設に際し本職より宗典變更方針案提出候件に付過般各本山より獨立許可出願の義は至當の順序なりとの嫌疑も有之やに聞及び候間左に詳細辯明仕候仰明治三十二年十月眞言宗々會開設の際各大本山より別紙第一號の通本職へ管長別置願呈出し宗會議長よりは第二號の通り建議書差出し候依て本職は第三號の通り各大本山へ訓令候處各本山住職より第四號の通り請書差出候に付本職は第五號の通り宗典變更方針案提出候處宗會は大多數を以て右方針案を議決仕候其旨は冀に御省へ御届仕置候義に御座候爾來方針案第二項に基き協同會議法に依り三十三年四月新義派は同派連帶會を開き續て同派各本末會をも開設致候單稱部は同年五月廿八日に到り漸く連帶會を開き候處同會全會の決議を以て議長より該會の延期を本職へ請願申

出候に付其議を採用仕り第六號の通り御省へ御届仕置候然るに過般各大本山の獨立許可を御省へ請願仕候手續きを見るに宗會大會の決議は元と本山の願意に同意せし者なるに又各大本山は第四號の通り本職へ請書を差出し居たるにも關らず遂に該議決及請書を無視忘却し三十二年十二月を以て獨立許可を請願仕りし義に御座候而して御省も亦宗會大會の決議等は本職より御届仕置候にも拘はらず長者の副伸無之分離請願書を受理相成り候爾來獨立出願の本山の意向は大に無法の變更を謀り連帶會開設可致模様見ゆるに付本職よりも末徒よりも各本山へ連帶會の開設を相促し前所掲の通り新義派は四月に到り單稱部は五月に到り漸く連帶會を開き候然るに新義派は連帶會及本末會を終結仕候得共單稱部連帶會に於ける決議は第六號の如く曩に御届仕置候通り未だ完結に到らず候前願の始末にして抑々曩に本職より各大本山へ訓令を與へて其の請書を徴し又宗會大會に宗典變更方針案を提出し鄭重に條項を設け議決爲致候儀は本宗に於て各山各立管長別置の件は實に本宗空前の大革命に候間宗義上教育上及慣例上に亘り變更を及ばざる協定を爲し其他教育上慣例上より一々支梧衝突を避けたる次第にして若し教學振起の目的及順序を誤り候ては一宗の大

紛擾を來たし宗運は傾敗し宗政は紊亂し終に收拾す可からざるの悲境に陥ること確然明了せし故に御座候然るに各本山中獨立出願の本山は是等の請書を差出し及び宗會の決議あるにも拘はらず訓令第二已下議決第二已下一切の條項を無視し分立を請願仕候次第に御座候中に就き新義派本山は連帶會と本末會とを完結仕候得共單稱部中の獨立出願の本山は未だ連帶會の決了にも到らず全く訓令も決議も無視したる次第に候依て單稱部の末徒の如きは目下大紛擾を來たし居候然るに分立本山は其末寺の鎮定を爲すに到らず紛擾は益々増大を來たし候依ては貴大臣に於かせられ候ても宗内紛擾の實況を御監察あらせられ本願書の主旨を採用相成り一往獨立許可御取消被成下候は各本山より本職へ差出したる請書及宗會大會の決議に基き紛擾鎮定の方法を設け却て平和に宗内も治り教學の振起も相立ち可申候條謹んで本願に追伸し請求仕候也

明治三十四年一月十二日

眞言宗長者大僧正 長 宥 匡

内務大臣文學博士男爵 末 松 謙 澄殿

此に至て内務省は以爲らく一片の指令通牒如きを以て、眞言宗の紛擾は到底鎮定するに足らずと。乃ち政府自ら手を下して調停を試みざるを得ざるに至る所以なりとす

第六章 政府の調停

獨立四派の認可あつて已來茲に殆ど三ヶ月に垂んす、而も末派多數の反抗あつて、毫も獨立の實舉らざるのみならず、却て末寺をして去就自由の端を開かしめしの際と成り、混沌殆ど收修すべからざるの慘狀を呈し、内務省は之を傍觀するに忍びず、遂に九二七號の訓令となりしも、眞言宗長者の之に服せざるのみならず、全国各地寺院檀信徒の反對する所と成り、訓令の効も認可の實も俱に擧らざるを見て、内務當局者は苦心慘憺の末遂に分否兩派の調停を試みざるべからざるに立至れり、是れ豈に不法の請願に向て不當の處分を爲せし至當の業報たるなからんや

十月十五日内務の召集に應じて東上せし者は、高野派管長原心猛、御室派管長泉智等、大覺寺派管長高幢龍暢、醍醐派管長和氣宥雄、眞言宗管長長宥匡、泉涌寺長老鼎龍曉、

内務省各宗派管長と召集す

分否の講話談判

隨心院門跡和田智滿師代和田大圓の諸師にして、十六日内務省に一同出頭せしに、内務大臣代理小松原次官其他斯波局長等より懇談あり。其要旨は眞言宗長者と各派管長間に於て、願くは平和の協議ありたしと云ふに在りし。

是よりして分否兩派の講和談判は本郷湯島の靈雲寺に開かれたり。獨立派管長は既設の聯合制規に加入しくれと云ひ、晝一派即ち東山四山派は曰く、再び古義本末の聯合會議を開設し、其決議に依遵するにあらずんば、到底眞言宗長者が其聯合制規に應ずる能はざるのみならず、末派多數が決して服従せざるべきなり。若し強て其聯合制規に加入せんことを求むるならば、各派管長に於て先づ各寺の末寺を鎮定し來れと云ふ有様にて、容易に折合ふべくも見へざりしが、結局眞言宗長者より一本末は従前の通宗派名は任意たるべし但し派號を附せざる寺院は東寺長者にて住職を任命すること

の提議を爲せし所、獨立四派は無論不同意を表し、果然廿三日に至て談判は遂に不調に歸せり。二十七日に至り原管長と鼎長老と個人の資格にて上野に會見し鼎長老より左の調停案を提議せり

調停の破裂

一 住職は本山にて任命するものとし教職は聯合總裁たる東寺長者にて任命す而して總裁の職務は長者の常務とする

一 派號は本末寺協議の上任意變更すること

各案に對し各派より左の如く更正案を提出せり

一 各派管長は其末寺に對し住職の任命となし總裁は各派管長交番とし(高野二年)(仁大醒二年)(眞言宗二年)勤務すること

一 更に學階を設けて總裁より授與すること

右相互提出案も遂に不調に歸したり、爾來十一月十七日に至る迄種々の條項により交渉を遂げたるも終に調停に至らず此間に政府當局者は雙方及末派の意見を總合して左の方針案を定め翌八日之を四派及眞言宗に示し速に此方針に據つて商議を盡すべき旨訓示せられたり

政府の調停方針

一 現在の派號は更正するものとし假りに例せば(御室流と仁和寺眞言宗)とする様のこと

一 總裁は各派管長を候補とし各派末寺より公選し任期は三ヶ年とするなり

一 各派宗制上に已定したる教師を廢し更に僧階を聯合上に設け(從前)之を聯合總裁より補任すること

一 總裁任命の僧階と有するものと各派に於ては直に認て法定上の教師とすることに宗制に規定すること

一 總裁補任命の順序は各派管長の承認を得且つ禮録は折半し一半は本山へ納付すること

一 御修法と聯合上に加へ導師は眞言宗長者にて常に勤めること例へば大學林の總理と高野派管長へ倚托したる

例の如し

一定額僧二十四名を置き御修法の供僧に充つること

一 教師稱號を廢する結果懲罰名目に變更を要する故依て教師罷免に該當するものは更に他の名目と設け僧階は附加刑とし執行すること

一本末の疎通を計る爲聯合制規と更に編纂するものとし左の手續を定む

第一 (四派より二名反對者二名政府一名)

右五名にて聯合制規と起草す

第二 第一起草のものと同回出京の各派管長及事務員並に出京者は是認捺印遂行を誓ふ

第三 第二成立したる原案を更に雙方より四名の委員と政府一名都合九名にて協定すること

第四 第三協定案と五管長是認したる上は更に八大本山住職へ托し元の聯合會議員に(個人資格)再往の評定の順序と立つること

第五 八本山住職は前の協定案と違ひの爲め元の聯合會議員へ聯合範圍内の事項に於て協定せしむること

第六 聯合議員は總三十名とし八本山各一名正準別格各一名(以上)五派本末會より互選にて二名宛(以上)各派末徒一般より十名(以上三十名)にて組織すること

一 右手抄遂行中は雙方共に住職教師任命を停止すること

一 聯合制規成立したる上は各派宗制に異同を生ずるもの故各派は宿老に計り宗制訂正認可を乞ふこと

依つて雙方承諾の上獨立四派よりは委員として小川、加藤、鼎長老代として土宜隨心

院代和田、並に長眞言宗長者出席し内務省よりは宇佐美書記官稻垣寺院課長立會し十一月十二日より十六日迄練議し相互の意見を折衷し前記五派聯合制規十一章九十一條を協定せり、該協定の聯合制規は政府指示の方針と四派間規定の制規を本とし變更したる條項は概略左の如し

- 一 總則中へ後七日御修法に關する事項及び宗意安心の正否裁定に關する事項を加へたること
- 一 總裁と長者と稱すること
- 一 聯合本所事務員を公選し左の如く變更すること
 - 事務員の内一名は高野派管長の薦舉せる候補者五名中より一名は其他の各宗派管長の薦舉せる候補者五名中より別に定むる選舉規則に依り聯合宗派内一般の選舉を以て總裁之を選任す又事務員の内二名は別に定むる選舉規則により聯合宗派内一般の選舉を以て候補者三名を選舉せしめ其候補者中より聯合宗派管長の協議を経て總裁之を選舉するものとす
- 一 從來の教師稱號と僧階と改め總裁より授與すること
- 一 總裁より僧階と授與する時は本人所屬管長の承認を経るものとす
- 一 僧階授與の禮録は之を折半にし一半は聯合法務所へ一半は所屬法務所へ納附すること
- 一 僧階と有する僧侶は各派に於て法定の教師と見做すこと
- 一 褒賞の第一種教師昇進とあると待遇と改め特遇状と授與す特遇状を受けたる時は總裁は僧階と昇進すること
- 一 僧階に關する褒賞懲戒を行はんとするときは豫め總裁の承諾を経ること

一 總裁は聯合事務に關し褒賞を行はんとするときは第一種則ち僧階に關するものは各派管長の承認を経るを要す

- 一 議會の組織は政府筋書の通り
 - 一 聯合議會に於て安心の裁定賞罰に關する條項を變更する議案を提出せんとするときは豫め宗派管長二人以上の同意を要すること
 - 一 寺格等級は舊宗典の組織に復し廿五等とすること
 - 一 聯合宗派寺院は宗義上古眞言宗と公稱するものとす 但し總大本山は之と稱せざることを得
- 十八日に至り、前記更正の聯合制規成立したるを以て政府指定の方針案に基き五宗派管長並鼎長老隨心院代理外委員捺印の上遂行を約する場合に際し眞言宗長者は無論協定案には同意なるも一往末派へ前以て諮問し置くは一宗平和を回復する手段上便利なるを以て捺印の事諮問後迄猶豫あり度旨申出たり。即ち眞言宗長者は萬機公論に決するの主旨に依り、畫一派代表者の意見を徴せらる茲に於てか畫一同志會本部は十一月廿一日を以て、東京に大會を開設し、長者の諮詢に對し其調停に應ずべきや否を決定せんとし、全國各支部に向て其來會を促せり、此大會の結果如何は、久しく分否兩派が鎬を削りて相争ひし大問題の消長に關するを以て、各地の代表者は、踵を接して輦轂の下に聚れり。其總數實に一百二十二人なりし、以て如何に全國の人心が沸騰しつゝ、

長者の諮詢

ありしかを察せらる可し

○同月廿一二の兩日を以て日本橋俱樂部并に元と中村樓に開會せし同志大會は種々討論熟議の末、遂に左の決議を爲したり

○大會決議

一長者猥下の御諮詢に基き調停案を審査せしに我等が年來確信せる宗是に全然違背せるに付き遺憾ながら該調停案は到底是認し難きに依り更に離脱各本山末は本末の關係に就ては去就自由の條件を以て政府に交渉し教學の發達を圖り給はんことを奉答する事

一前項の趣旨を報答し奉り更に進んで離末と不當行政處分取消申請との運動を爲し其孰れかを達する事

一運動費募集の方法は總務委員評議員及支部幹事に一任す

一會計方は本所會計條例に準して執行す

一本宗長者と寺院との關係は従前の方針を繼襲する事

一本所及同志者の教學機關は同志者に於て盡瘁繼續する事

一本部の組織を左の如く變更する事

(一)總務員二十名を置き運動の全權を委任す

(二)總務員は必要に應じ本部を東京に移すことを得

(三)總務員は交替を以て二名本部に常在し其他は常在員の指揮に依り運動すること

(四)總務員選定は大會にて會員一般より選び當選せる者は辭することを得す

(五)總務員は臨時運動員を依頼することを得

已 上

右決議の旨趣に依り、長者へ差出せし奉答文は實に左の如し

○長者の諮詢に對する奉答文

今般宗内の紛擾に關し本末調停の條項を御諮詢相成候に就ては我々同志者は謹て猥下の慈訓を體し該條項に基き審議熟慮調査を遂げ候處右は我々同志者の年來確信致居候宗是とは相容れざる旨趣と相認め候に付き乍遺憾拜承難仕我々同志者は從來の本末關係の去就を自由にす外調停の途は一も無之儀と確信仕候

右謹て奉答仕候也

大會出席員連署

明治卅三年十一月廿二日

此大會に出席せし全國各支部の代表者は實に左の人々なりし

○出席人名 (總數二百二十二人)

富山	稻生盛學	富山	春山一覺	廣島	關真曉
兵庫	小瀧經仁	能登	吉森盛海	能登	廣澤盛雄
石川	澤光範	大分	辻弘道	福岡	大西明道
群馬	齋藤觀道	石川	今岡良禪	群馬	神尾智寬
東京	宮川照應	神奈川	山田諦俊	同	佐伯法雲
同	角田旭全	京都	龜谷龍雲	河內	高志快芳
作州	岡本慈航	泉州	龍臥英賢	靜岡	大内章海
京都	石堂慧猛	神奈川	川口了賢	同	木下雲英
同	原照禪	埼玉	鈴木英良	同	石橋習滿
神奈川	荒井興嚴	東京	田中嚴道	同	飯島觀淨
兵庫	長安澄禪	同	東智禪	同	讚岐丸山法梁
備中	高藤秀本	同	壽量惠照	讚岐	吉祥宜弘
同	佐伯覺良	群馬	吉井良泰	若狹	千瀨龍範
德島	宇山文應	神奈川	增田大秀	同	杉崎英應
同	楠妙禪	伊勢	樹下快明	東京	山科俊海
廣島	龜尾圓曉	同	齋木公惠	兵庫	湯崎弘雄
備中	橋本智玉	同	平田真祥	備後	栗田良道

同	龜山真明	同	松井密雄	伊豫	岸基自昇
同	藤田智空	富山	中村善應	同	河部德禪
岐阜	村山真純	神奈川	豐崎義全	同	奧川總觀
備前	佐伯增行	埼玉	田島澄海	同	廣瀬瑞應
大和	津田實榮	神奈川	丸山信道	同	埼玉石橋智算
淡路	宮岡善教	群馬	茂木大雅	同	野中英瑞
埼玉	武林真威	同	運真猛	群馬	佐々木玄詠
同	山本清康	神奈川	小川梅圓	埼玉	富田隆榮
神奈川	山本芳善	同	久次覺明	同	高坂謙信
同	野村智道	紀州	木村觀空	同	下山密存
作州	山縣真海	神奈川	長島歡圓	同	山上真雄
同	鷺雄明善	同	新卷賢猛	同	高木快雅
同	古川嶺旭	同	原辨應	同	川崎慈運
同	鈴木智辨	同	筑紫密如	同	波多野智良
群馬	瀬間惠典	神奈川	根岸義應	同	渡邊寬真
同	大崎惠昌	同	須藤鐵心	兵庫	柳井智等
紀州	長岡大融	群馬	藤生義純	神奈川	清水妙海
同	田近宥仙	同	弘海乘龍	同	兒島昌憲
作州	岸越真惠	伊豫	大本靈覺	同	小林憲昌

神奈川	三浦儀明	同	十摩宥長	同	里見礎覺
同	吉岡教宥	同	福井雄正	同	飯島海辨
同	郡築眞淨	同	玉野慈海	東京	松下啓念
備中	宇喜田智本	群馬	石塚本龍	東京	森本乘隆
神奈川	眞田永昇	備中	桑野惠成		

大會後の経過

右大會終るも來會者は其後數日間滯京して熱心に今後の運動方針を熟議し、復部署を定めて内務當局者は勿論各省の大臣次官局長書記官等を訪問し、其々分離許可處分の不當なる事を縷陳し復長者は、大會決議の旨趣を以て直ちに内務省に向て這般の調停案には同意調印致し難き旨を回答せしに、末松内務大臣は調停の成らざるを遺憾とし、同月廿八日を以て眞言宗長者及各派管長を内務省に招き、種々雙方の事情を聞き取り終りに曰く、願くは一宗の紛擾に付ては俗政府の手を煩はさず宜く各管長相互の間に何にとか御協議ありたしとの事にて、再び眞言宗長者并に離脱本山住職との直接談判とは成れり、

榎本館の會見

同廿九日眞言宗長者と各管長は榎本館に會見したり。長者は宗内の紛擾は本山の獨立に起因するが故に之を鎮撫するは各自本山の責任なりとして「各本山に於て各自其末徒を集會せしめ各本山住職責任を帶し充分鎮定然る可きこと」と云ふ決議案を提出せられし所、各管長異議無く決議し各管長及長者運署の上内務省に上申し置き十二月一日一同勿々歸西せられたり。

獨立各派の告示

獨立各派は此調停の成らざりしを最も遺憾と爲し、其罪實に眞言宗長者に在りと爲し、十二月五日を以て四派聯合法務所より左の告示を達せり

聯第四號

聯合各派一般

去る十月十二日内務省より高野派管長並に單稱眞言宗長者泉涌寺住職等召集相成主務大臣より目下宗内の紛擾を鎮定するは獨立各派と單稱眞言宗と和衷協同を必要と認むるに付聯合事項を協定すべき旨懇示相成候に付種々交渉の結果主務省の指示に従ひ雙方委員立會にて十一章九十一條に至る聯合制規を協定したり該制規は獨立各山に於ては宗内の平和を希圖するの餘り及ぶ限りの讓歩を爲し畫一派の希望せる事實上の事項は殆ど貫徹し得るの條項を規定しあるに拘らず協定の結果を内務大臣へ答申の場合に際し眞言宗長者は多數の末徒を集合し其意見を聞き遂に調停を不調に歸せしめたり右は宗治上頗る遺憾の至りに候得共獨立各派は諸般の條例も着々認可

に相運び候次第に付進で獨立の實を擧るに一層精勵致すべきは勿論の儀に心得候條
爲念此段告示候也

當時畫一同志會の勢力は隆々として天を衝くの勢を爲し、本山も之を左右する能はず、
法務所も之を自由にする能はず、否な政府も實に持て餘ませし程の勢力なりし。分離
派の有識者此に漸く氣付きしは稍々遲蒔の觀ありしも、團體の勢力を以て團體に當ら
んと試みたるは頗る時宜に適したるものなりし。乃ち十一月廿五日を以て、京都平安
俱樂部に、教學聯合同志會の發會式を擧げ、其發起人は實に左の如し

- | | | |
|-------|--------|-------|
| 野澤 密昇 | 長谷川 弘道 | 伊東 心教 |
| 大門 眞乘 | 小松 實雄 | 玉野 諦住 |
| 日下 義諦 | 花井 俊暉 | 箸藏 善龍 |
| 岡田 實範 | 池尾 宥祥 | 肥田 盛道 |
| 丸山 照道 | 佐伯 覺燈 | 萱野 良雅 |
| 西川 忍龍 | 清水 惇應 | 宮城 惠明 |
| 前田 雪生 | 竹村 惠證 | 中村 秀榮 |
| 眞柴 憲典 | 天野 快道 | 神山 諦眞 |
| 志摩 龍泉 | 山名 實雄 | 田和 密乘 |

加藤 智道
鈴木 宏道

玉久 賢澄

松永 速成

此發起人の列名を見れば、悉く分離派の者のみにして。其の目的は主として布教興學
の發達進歩を圖るものとす。右の目的を達せんが爲めに、一、本宗各派協定の聯合制
規に基き進で布教興學の二途に於て協同一致の實を擧ぐる事。二、汎く同志を募り
本末僧侶及檀信徒の結合を圖り其の歩調を一致せしむること。三、右の主旨を宣揚せ
ん爲め機關雜誌を發行すること等にて。所謂政争の外に立て單へに一宗教學の聯合を
計るの趣意書なりしも、其の實は畫一同志會に當るの團體組織なりしや明白なり(此日來會
せしもの發起者と合して四十有六名なりし。其姓名と譯にせざ
るを以て茲に掲ぐることを得ざるは吾人の遺憾とする所なり)故を以て聯合同志會が第一着の事業
として、内務大臣に左の開伸書を呈出せり

○眞言宗各派分離に對する開伸書

客年十月本宗大會に於て各山分立別置管長の件を議決したるに付分離請願に對し貴
省は去る八月九日を以て其の分離を許可せられ宗制及び聯合制規執行の權を分離各
派管長に認可せられたり小納等は貴省及び各派管長の總ての處置に於て始より異議

を抱ざるのみならず爾來各派管長が既得の權能を伸暢し由緒ある各本山の威望を嵩め多年冷却したる本末の關係を親密にし據て以て形容憔悴せる本宗各大本山の實勢を興復せんことを望みつゝありしも不幸にして東寺長者及び一部の徒は實に貴省の訓達を遵守せざるのみならず分離上に關する内會議則ち聯帶會に於ける不法の決議を捕捉し來りて一宗大會の公決を無効に歸せしめんことを謀り畫一てふ名目の下に地方寺院僧侶及び檀信徒を誘動し殆んど獨立四大本山が當然主宰すべき寺院僧侶をして適從するところを知らざらしむるに及び幸にして貴省は先般來各派管長及び東寺長者を召喚し百万聯合を協定すべき旨を命せられ之が調停の勞を取られたるにも拘らず俄然去月廿五日調停協商破裂の報に接し甚だ遺憾の至りに堪はず抑布教と教育の二者は宗教の生命たることを論を俟たず而して眞言全宗の布教と教育とは其安心に於て其教義に於て各大本山の相傳上甚だ逕庭を見ざるを以て假令時勢の必用上宗派の主權を各箇の諸大本山に分屬するも布教々育の二途に於ては聯合一致和氣洋々たらしめんこと難にわらず寧ろ聯合一致は其經費に於て其生徒育養法に於て其檀信徒教化の方便に於て最も効力あるを信するなり是故に小柄等去月廿五日を以て同

志大會を開き眞言宗教學聯合同志會を創立し徹頭徹尾分離四大本山の布教々育を聯合せしむるのみならず勸修寺隨心院東寺泉涌寺の四個本山の布教々育をも協同一致せしめんとを誓へり既に之に盟約せし者數百名に及びり然れども今や調停協商破裂せし以上は所謂彼の畫一同志會なるもの更に進んで各種の輕舉妄動を演じ倍々宗家の平和を妨げんこと豫め期すべきなり此の場合に於ては各派管長等は既得の主宰權を以て標悍者に對し何分の處置に出んこと必せり然るときは夫等の處置に由り伴ひ來る甲乙二者間の紛糾や蓋し豫想の外にあらん果して然らば全宗生命たり源泉たる布教々育の二方針を如何がせん思ふて茲に至れば小柄等本宗の前途に對し轉々悚然おらざるばあらず故に此際小柄等貴大臣に向つて懇請する處のものは他なし未だ其危機の切迫せざるに當り貴省が嘗て九月廿八日付を以て發布せられたる訓令第九二八號の旨趣をして東寺長者及び其末徒僧侶は勿論分離四大本山管長并に其所屬寺院僧侶に遵守せしめて以て各派管長の既得の權能を阻害せしむることなく眞言全宗の布教教育の二途に對し甲乙一致協同の實を挙げしむるの便益を與へられんことを惻願の至りに堪はず恐惶謹言

は必然なるべし伏して願くは長者現下各管長現下御協商の上速に紛擾鎮定の實を發表し玉はんことを此段建議仕候恐惶謹言

明治三十四年二月四日

- 山城國神護寺住職 河内國金剛寺住職
- 權中僧正 葦原 友照 權中僧正 饒 瓊
- 遠江國金剛院住職 讚岐國本山寺住職
- 權中僧正 恩德 行聖 權少僧正 頼 富 實 毅
- 備後國榮明寺住職 攝津國法樂寺住職
- 權少僧正 森 岡 壽 算 權少僧正 小 松 道 寂
- 備中國遍照院住職
- 權少僧正 長 谷 最 禪
- 眞言宗長者 宛 各 通
- 四派各管長

一 教王護國寺は従前の通眞言宗總本山として長者之れに住せらるゝものとす
 一 長者は各派管長と候補者として一宗公選を以て之れを擧ぐ
 一 長者は總じては一宗末徒の依止師となりて僧階を授與し別しては教王護國寺の末寺に對し管長の職責を有せらるゝものとす
 一 長者は後七日 御修法の導師並に各派を代表する法會の導師と勤務せらるゝものとす

一 勸隨泉の三山は各々に管長を設くるも又は交番を以て一名を置くも該山の適宜に之を定むるものとす
 一 聯合法務所事務總裁は高野派管長と其他の管長とに於て隔番に之と務め其任期は各管長の協定に任ず者とす

畫一派の上申

復此時に當て畫一同志會員は曩きの榎本館決議の甚だ面白からざるを感せしにや、左の如き上申書を眞言宗長者に致したるもの多かりし

客月廿日東京に於て仁和寺外三本山の分離獨立に付き其獨立を容認し聯合制規承諾の儀御諮詢に相成り我々は熱議の上意見開陳仕置候處現下は各本山住職に於て末徒を集會し鎮定然るべき旨各管長等へ御提議に相成り各管長等は之れを了し遂に決議の上現下も亦御連署にて其筋へ答申被成候由傳承仕候右は本山住職が自己の不法行爲より一宗の紛擾を惹起したる者なれば固より責任を帯びて之が鎮定を計るべきは當然の義と存候得共今日の場合各本山住職等が自己の不法を懺悔し謹んで彼の分離許可を其筋へ返上するに非ざれば我々は飽迄も服従すること能はざると共に亦彼れ本山住職等に鎮定せらるべき理由無之彼の所謂末徒集會の召集に應ずべき義務も無之候果して然らば到底彼の決議たるや空文に歸するの外無之候條現下より前陳の趣旨其筋へ御開申の上進で宗典擁護の手續御決行相成度部下寺院を代表し此段上申仕候也

當時畫一派の決心は容易に動かすべからざるものありしなり。故を以て獨立本山が責任を帶し末徒を鎮定することは到底不可能なる事を斷言し、提案者たる眞言宗長者に迫り、宜しく其事情を具して該決議を斷然撤回廢棄するの趣旨を其筋に開伸し置くの必要を説き夫の離脫本山の宗典を蹂躪せし不法行爲を、内務省が衝突せる二重の宗

制を認可せし不當處分とは、此末寺鎮定云々の決議に因て拂拭し得べきものにあらざ
 と爲し、以爲らく抑々末寺の紛擾は何に起因するか、言ふまでも莫く、離脱本山が祖
 告を顧みず末寺の協贊を求めず、剩へ宗典の明文を蹂躪し時勢の趨向に逆抗したる不
 法暴擧の獨立請願に素因することを、加ふるに政府は某貴顯の御依頼を受け不法の請
 願とは知りながら不當の認可を與へしのみならず、現行宗典に對する手續を誤りしに
 因て、末徒の憤慨を層一層大ならしめたるなり、然らば則ち事の禍根は本山の不法行
 爲と政府の不當處分との二大原因に基おすることを知るべし此原因を取消さずして安
 ぞ末徒の紛擾を鎮定し得可き者ならむや、水源を清めずして末流の濁れるを禦がんと
 す、世豈に此不可思議的現象を許さんやとは當時畫一派の意見なりしなり。斯くの如き
 意氣をみは遂に何者にか訴へずして已む能はず、乃ち對議會運動の起る所以なり。

第七章 對議會運動

畫一派は曩きに政府が本山の不法不手續なる獨立請願に對して或る魔力の爲めに不當
 の處分を爲せしを憤慨し、斷然之を取消さしめんとするも、其訴願の途なきを以て、
 已むを得ず全国各地の寺院并に檀信徒をして、貴衆兩院に向て獨立許可取消の請願を
 爲さしめたり。然れども此運動は言ふ迄も莫く議會其者が目的にあらずして、是れに
 依て政府を反省せしめんと欲せしに在り。其請願書は實に左の如し、

○眞言宗高野派同御室派同大覺寺派同醍醐派の四派

獨立許可取消の請願

謹んで貴族院議長(又は衆議院議長)及議員閣下に請願す内務大臣は明治三十三年八
 月九日眞言宗僧侶泉智等原心猛等が出願に係る眞言宗高野派御室派醍醐派大覺寺派
 の四派分派獨立を許可せり然るに眞言宗に於ては其制度二三の變遷を経たれども各
 大本山が各自に其末寺を支配したることは曾て無之且つ明治十二年に一宗の大會議
 を開き宗制を議定し政府の認可を得て施行せし以來宗制の變更修正は必ず宗會の決
 議に依り長者同意の上政府の認可を得て其効を有すべきものと相成り居り候而して
 該許可の處分は明治三十三年四月六日内務大臣の認可せる眞言宗々典違反者を保護
 し眞言宗長者の副仲無之者を許可したるなり。而して又該處分は眞言宗末徒大多數
 の紛擾を惹起し内務省は自ら之れが調停に従事すること四旬餘に涉りたるも寸毫其

目的は改
府に在り

獨立許可
取消請願
書

効なきのみならず益々宗治上の紊亂を加へ底止する所を知らざるの状況に陥れり。因て吾等は政府に對し其分派許可の取消を申請するも採納せられず今や千有餘年來上は皇室の御歸依を蒙り下は吾等僧侶檀信徒に安心立命を與へたる眞言宗は支離滅裂將に亡滅に瀕せんとす閣下冀くは別紙理由書に照し政府をして右四派分派獨立の許可を取消さしめられんことを

右請願仕候也

此請願書に依れば最も簡明に眞言宗の成立を明にし、明治十二年度の大制會議已來、苟も宗制の變更修正に付ては、必ず宗會の決議に依り長者同意の上、政府の認可を得て始めて其効力を有すべきことを明にし、夫の高野御室等の獨立分派の請願を許可したる行政處分は、曩きに内務大臣自らが認可せし宗典の違犯者を保護し、其結果として衝突せる二重の宗制が現行するに至り、之が爲めに眞言宗は實に亂麻の悲況に陥りつゝあるの實情を明白にし、是非とも不當處分をして取消さしめざるべからざるの趣旨判然たり。

運動員

右請願の趣旨を達せんが爲めに、土宜法龍師を始め、岡本慈航、丸山法梁、樹下覺三、安

林靜館の
會合

永龍瑛、蓮生觀善、宇喜多智本の諸師東上し、並河隆乘氏局外の身を以て、此運動を助けんが爲に東上せり。是に加ふるに關東一部の人々三四名づゝ交替にて毎に補助せり諸師が熱心なる運動の結果として二月七日始めて芝區烏森吾妻屋に於て、代議士早川、宮井、林、高津、塩田等の諸氏會合し、次で十日の夜日本橋林靜館にて同志代議士會を開き種々運動の歩武を協議せり。其結果として早川、天野、高津、井出、鹽田等發起人の名を以て、案内狀を出し、同十九日午後四時より京橋開花亭に同志代議士三十有餘名相會し。同志會本部員との間に質問熟議の末結局吾人は新古の關係又は教義安心等につきては深く立入りてこれを調査する能はされども内務省が自ら認可したる宗典の規定に反して正當の手續を経ざる出願を認可したるは不當なるを信するを以て來る二十日内務大臣自ら委員會に出席して本問題に關する當局者の意見を陳べんとすることを幸ひ十分これに質問を爲しその復答を一々速記せしめこれを参考として主査會、委員會の方針を定むべしとのことに決せり。

三河屋の
會合

越えて同十五日、畫一派贊成の代議士は赤坂三河屋に協議會を開けり發起者は愛知縣選出早川龍介。岡山縣選出井手毛三、兵庫縣選出高津雅雄の三氏にして來會者は稻垣

示、伊藤徳三、大瀧傳十郎、天野若圓、安藤龜太郎、西村惇造、堀家虎造、林喬、戸狩權之助、高橋九郎、石黒涵一郎、川口善之助、宮井茂九郎、鹽田忠左衛門、武市庫太、丸山嵯峨一郎、等の諸氏なりき早川氏は先づ會主として會合の趣意を述べ土宜師は本問題に付きての前後の事情を詳陳し大に一同の感動を惹けり次に西村氏は曰く政府は宗教問題の行政裁判に訴ふる能はざるの弱點に乗じてかゝる不當の處分を爲せるは不都合なり予は正直なる地方僧侶に代りて諸君の此の事に盡力せられんことを希望すと述べ次に井手氏は予の郷里作州の如きは積雪三尺に餘れるに幾千人の調印をとり且つ今後如何なる苦境に接するも初志を枉げずとの契約を爲せりと云へば各地ともその紛擾は容易ならざるものあるべしとてそれより政府の不當を挙げ充分強硬の態度を以て政府に肉薄せば必ず目的を達するを得んと説き天野氏は本問題は佛教各宗に影響すべき問題なるを以て決して輕々に看過すべきにあらずと述べ堀家氏は内務は先づ分離と云へる色眼鏡をかけて凡べての事を處理せしよりかゝる失態を生せしなりと説き早川氏は戯れて吾人は俗問題の爲めに多く罪を作りたればこの問題によりて是を滅ばさるべからずと演べとれより戸狩、大瀧、安藤、丸山等の諸氏より或は質問を爲し或は

開花亭の
會合

意見を述べ最後に満場一致にて左の二箇條を決議せり(一)本問題に對しては何れも共に力を盡すべきは勿論なるも特に五六名の主任を定め置く事(二)二十八日頃第二の會合を爲し十分運動の方法を協議する事。議了て散す。議會運動の前途頗る好望なりし。斯くして一方にては議員に一道の潮流を爲し、他方にては幾千通の請願書は各府縣より續々提出せられ、何時委員會に上るやも計られざる模様あるより、内務省は二月十七日を以て突然來る二十日の委員會には大臣出席の上、眞言宗問題につきて親しく内務省の意見を陳べ、各員の參考に供したしとの通牒を爲せり、於是同志代議士三十餘名は、十九日午後四時より京橋開花亭に會合し、再び本問題の經過及びその間の要點を研究し、明日開かるべき委員會に對する打ち合せを爲せり

請願委員
會

吾人の最も記憶すべき二月二十日の請願委員會は愈當日午後一時より衆議院内の別室に於て開かれたり、末松内務大臣を始め大森總務長官、長谷場官房長、斯波宗教局長、宇佐美書記官等は定刻早々より出席し、又請願委員四十餘名、請願書紹介議員十有餘名は云ふに及ばず、傍聽の代議士は處狭き迄に詰めかけたり、大臣末松氏はやをら立て本問題は予の就職せざる以前に起りたる問題なれども當時の事情を考ふるに分離許

末松内務
大臣の演
説

可は止むべからざるものありたるを信ずと述べ、それより宗會聯帶會等につきて説明を爲し、各本山古來の歴史を述べ又二十五年以來各本山が獨立を企てその紛争は殆ど斬り合ひ打ち合ひを爲さぬ計りに至れりと説き、要は該處分は一宗の平和を保つ上に止むなきものにして決して不當處分にあらずと演べられたり、

今末松内相が當時眞言宗の問題に就て如何に腦漿を搾りて調査したるかは此委員會に於ける演説が三十五行の速記録七八頁を填めしに依りても知らる。今其演説振りを速記録より撮要すれば左の如し

内務省の側から見れば此分離と云ふものは宗會が議決して、新義派の方に於ては滯なく此方針に依つてやつて來て居るのである、若も此時に方つて分離と許さぬと云ふことになれば、新義派の方の不滿と云ふことは又甚だしきに違ひない、私共は當り前にやつて來て居るのに、何故に許さぬのであるかと言つて來る、それならば新義派だけは各山獨立と許し、中途半分の獨立と許さうかと云ふことにしても、是は到底出來ないことである何となれば新義古義の間には盟約があつて、右のやうにすれば盟約の上に付いて、又不都合が生ずると云ふ事情があること云ふやうなる次第であります故に、之を別々に許すこと云ふとはいかぬ、又宗會の議決で分離方針と云ふのは、新義古義と云ふ者と分けること云ふ議案にあらずして、それらの大本山を、一々先刻讀みました通りの譯であるが故に、一種別派の分離と云ふものを差許すと云ふことは出來ない、如何となれば斯う幾つもあつて、各々別に願つて來て居るのに——方針案にも別々に出來ることになつて居るのに、此方は別々で許し

此方は固めて許すと云ふ方針は、政府で執れる譯のものでない、そこで此境に陥つた以上は、どうしても分離は止むを得ないを見るのである、併ながら管長の方の意見と云ふものも、参考のためには聞いて置かなければならぬと云ふこともあるのである、所で律宗並に新義派の各山の方は、異議はないと云ふことであり、又古義派の方は各本山の方の分離を願つたに付いては、是に就いても内務省より管長に異存ありや否やと云ふことを照會した所が、それに就いては何も異存はござらぬと云ふこと、當時の管長より申出て居るのであります、即ちそれは斯う云ふことになつて居る、明治三十三年三月三十一日附書面でありすが、其主なる文句は

云々本山獨立管長別置願並に宗制寺法見込案及び聯合規程逐一熟讀候處右は昨三十二年十月中本宗々會に於て議決せし趣旨にも相悖らず殊に聯合規程の如きは古義本末の實情に適合候義に付當職に於ては更に異議無之候條願速に御採用相成度此段及答伸候也

斯う云ふ風に眞言宗では管長より答申があつたこと云ふやうな次第である、そこで此時の各派のそれらの事情を考へて、内務省に於ては行政處分として分離と許すことにして、其事は内閣にそれ以上奏も經て、其上奏が裁可になつて許可したと云ふ次第であつたのである、それで此上奏案は二度に出て居ります、第一の上奏案は四月十三日に内閣に進達してある、それから仁和寺と云ふものけ一旦分離を願つて出て、其後却下を願ひ出た、それが其後に又分離願を出しましたから、七月に及んで更に上奏になり、其上奏の裁可を經たこと云ふ通知が七月九日である、それから八月に至つて獨立と許可したと云ふことになつて居ります、而して此間に於てチヨツと申上げて置きますのは、此聯帶會の議決と云ふものは、當時の管長が獨立と云ふことは、即ち許可に相成つて宜いと云ふ、唯今申した陳情書を出したる後であつたのである、其時先刻讀みましたる二つの中で、前の時機を待つて更に開會すると云ふことと云つてありまする部分に附いては、聞置くと云ふことになり、後の

二度の上
奏

各本山が獨立と請願するものあるときは、其末寺は去就の自由を與へたるものとす云ふ方は、指令に及び難しと云ふ指令を致して居るやうな次第になつて居る、そこで各本山の獨立と請願したと云ふために、末寺が去就と定めると云ふことは、會議の決議であつても認可を得て居ない云ふものになつて居る、而して此事は内務へ届けに成つたに相違ないが、當時に於てはさうする、前の此獨立と當局者に於て許可されても一向差支ない云ふことと言つたのは矛盾して居る態はあるが、當局者に段々申立つた所、是は其時の状況で斯う云ふものに致して居つたけれども、併ながら今日の状況分離と許さぬと云ふ譯には往きませぬので、矢張前申した通りに願ひたいと云ふことも申立てたと云ふ次第であります云云

其より政府が分離請願を許可した所以を辯護して曰く、

此宗教界の分離と云ふことに就きましては、場合によりて行政處分として、行政官が其分離とせると云ふことになつて居るのであります、そこで極く委しく言ひますれば、管長の具申と云ふやうなことに就きましては、成丈穩かに往く方が宜いから、参考に採らなくてはならぬけれども、それが唯一の條件と云ふことには往かない次第になつて居る、それで成るべく斯様なことは舊態を守つて往くやうに、行政官に於て取計が宜いけれども、事情がさう往かぬ場合には、止むを得ず分離と許すと云ふことに至るのであります、即ち今度の内務省の眞言宗に於ける處分も、さう云ふ趣意に依て成立つて居る次第である、そこで宗會の議決、聯帶會の決議、斯う云ふことに就きましては、之と判断する上に就いて、必要條件と云ふ譯ではない、さりながら其状況と参考すると云ふことは、是はあつて然るべきことであるが、之と参考にする云ふ上から云へば、既に業に宗の機關たる所の宗會に於て、三分の二以上の多數を以て分離しないと、此一宗の利益を完ふることが出來ないといひ而して一方の新義派の分ると云ふことに就いて、古義派の非分離と唱へるものも異議はない、

議員の質問

新義派に於てそれ／＼議決をなし、其大會に於てやつて來たやうなる事情の場合に於ては、即ち其宗に於ても分離と云ふことは是認するものと見なければならぬ、況や又管長に於ても其方が適當である云ふやうなことを言つた已上は之に依て内務省が處分したる所は決して不都合のことは考へない次第であります云々
是れより議員の質問は四方より起れり、先づ委員長佐藤氏は已に宗會は宗典變更方針案六ヶ條の決議を爲せしに何故その決議を終了せざるに認可したるやと詰り石黒氏は昨年九月の内訓は訓令を以て法律を動さんとする者にあらずやと問ひ、鈴木氏は紛擾の爲め分離を認可せりと云はひ紛擾の爲又分離を取消さるゝと有やと問ひ天野氏は各山は古來獨立にあらざる旨を述べて大臣の演説を詰り、大瀧氏は分離以前の紛擾よりは分離以後の紛擾一層甚だしきものあるは何ぞやと問ひ林氏は三十日附の照會に對して三十一日に直に答伸せるは疑はしきに非ずやと問ひ、高津氏は宗會決議の手續を履まず、聯帶會の決議に反し、又末寺大多數の不同意なる事明了なるにも拘らず強ひて是を認可せられしは如何なる事情に上れるやと問ひ、當務者は一々その急處をつかれ

て願ふる答辯に窮したり。
復末松内務大臣の辯せられたる眞言宗分離獨立許可處分の理由は甚だ杜撰に失し曲論に流れ、到底或る一種の事情を實を知らざる公平なる第三者には、受取れぬ點の頗る

日本新聞の批評

多く、其調査の詳密なるに拘らず、議論往々曲徑に走り、請願委員諸氏をして満足せしめざりしは該請願委員が提起する質問の語氣に於て充分認められたり想ふに大臣が立論の内部には一種の情實あると察せらる、當時「傳燈」(第二百三十三號社説)は「末松内務大臣の演説の妄を駁す」と題し、八ヶ條に分て其演説の妄を辯駁せり。復「日本」新聞の如きも、大臣の演説を評して政府は教義上に一致せる宗派の獨立を許可するは不本意なれども、唯其紛擾が激烈なりしが爲め、已む莫く其獨立を許可せりと云ふ。若し然らば獨立許可後の今日と其の已前と熟れが紛擾大なりと爲す乎。復た今日も激烈に運動すれば亦政府は已む莫く取消すものと推斷せざるを得ず。末松内相の演説の如くば紛擾を止めるよりは寧ろ盛に紛擾を起さるべからずと。復た「二六新報」には「内務大臣宗教局長の醜態」と題して此の委員會を評せり。以つて知る可し。此の委員會に於ける末松大臣の演説並びに政府當局者の答辯は決して議員並びに社會に満足と與へざりしことを。

二月二十二日午後一時より眞言宗問題につきて主査會を開かるべき筈なりしに、ある事情の爲め次の會日まで延期せらるゝこととなり、尋いで停會となりたれば同志議員は

代議士の内務大臣訪問

深くこれを遺憾に思ひ、廿七日京橋同氣俱樂部に會合し、種々協議の結果各員手を携へて内務大臣を訪問し分離許可取消を交渉する事と成り政海の暗潮は解散か總辭職かと云へる危急の場合にも拘らず熱心なる畫一派贊成の議員諸氏は大臣に向て面會の都合を聞き合せ、遂に四日を以て第一の會見を爲し、夫れより三日の間毎日大臣に面會を求め認可の不當を責め取消の至當なることを説き前内閣の失態を庇護するの不可を詰り胸襟を開て交渉を爲せしも結局雲中の魔力前内閣の山縣、西郷諸元老の感觸を害する等の情實を訴へて要領を得ざるよりこゝに同志議員は大々的決心を爲すに至れり當路者の情實に泥づみて斷然たる處斷を爲すの勇なきを見て、同志代議士は再び同氣俱樂部に會合し愈々建議案を提出することとなり、早川、石黒の二氏に起帥を委任し脱稿の上は直に政友會の内務部會に提出し、若し容れられずんば自由問題として各派に交渉せんことを決議せしに恰も好し東海近畿會に於て並河氏演説の結果滿場一致を以て畫一に贊同し政友會の總務委員江原素六氏の如きは獨立とするも畫一とするも宗教上の事は政府より容喙せざることを宜しけれ全體宗教上の事に政府が干渉するから斯様な紛糾を起したるなれば政府は斷然前の處分を取消し畫一も獨立も總て自由

建議案提出に決す

進歩黨代
議士總會
の決議

に任すべきものなり而して今や行政上の處分の爲めに政治問題となりたる以上は又此方針を以て解決するの外なかるべしと述べられ出席の代議士諸氏も異口同音に江原氏の説に左袒したり。畫一派の聲援は次第に各方面に延張せり。復一方には進歩黨の野間五造氏より岡本氏に明十一日代議士總會を開く筈なれば出席の上眞言宗問題の真相を詳しく説明せられたしとの事にて、岡本氏は翌十一日進歩黨本部に至り、親しく本問題の経過を説きその不法不當の條々を列挙して詳細に説明せしに、一同大に賛成を表し、直に西村野間等の七氏を委員に挙げ、且つ大臣訪問、建議案提出若しくは質問等の條項をも同時に決議せられたり

政友會と
進歩黨との
秘密會

三月十三日烏森湖月に於て政友會同志議員の總代三名と、進歩黨委員の總代三名と、秘密會を爲し、眞言宗問題に就ては聯合提携すべきことを約し、猶建議案の趣意につきては多少異なる所ありしも互に讓歩して協議纏り、進歩黨の委員は帝國黨三四俱樂部に交渉することを約し、政友會の委員はなるべく内務部會を通過せしむることに盡力し、若し成らずんば自由問題としてなるべく多くの賛成を得べく約して散會せり。當局者は右の秘密會のことを探知するや驚くこと大方ならず一方には雲中の魔力に爰

當局者の
狼狽及軟
化策

縁し他方には分離派の運動員を鞭撻し、又自らは政友會の總務委員及び院內總理に迫りて大に牽制策を講せしめ、その狼狽その運動員に激甚を極めたり、而して一方にては頻りに本問題は一宗内の軋轢なれば何れが勝ちて何れが敗るも圓滑を缺くべければ勝敗の判決を與へずして調停を爲すこそ萬全の策なれ然るに唯たさへ優勢なる畫一派に力を添ふるが如きは倍々同派をして制すべからざるの勢に導くものなりとの説を御用議員をして盛んに唱道せしめ一方にては反對黨と提携して自己の内閣を攻撃するが如きは不都合なりとの説を熾んに唱へしめたりかゝる暗流ありしにも拘らず、石黒、早川、濱名、田村、新井、井手、野村、安藤、高津、齋藤、稻垣、高橋、片岡、西村、石田、横山、淺野、石井、松本、林、中村、出水、宮井、平田、等四十餘名の代議士が十六日眞言宗問題の爲に政友會内務部會を開き石黒代議士より三十三年九月廿七日付内務省の訓令は宗制の自治を破壊せる者なるを以て之が救済を求むる爲め建議案を提出せんとする理由を述べたり。其案の全文は左の如くなりし

政友會の
内務部會

○宗制自治に關する建議案

政府が客年八月九日眞言宗の分離を許可したるは其處置穩當を缺き今や宗内紛擾收

拾すべからざるの情勢を呈せり政府は宜しく速かに救正して宗内の秩序を回復せられんことを望む

理由

明治十七年太政官達第十九號を以て寺院住職の任免を管長に委任し管長を定むべき規則は宗制に由て之を一定し内務大臣の認可を得べしと爲し而して其の宗制寺法は管長の定むべきものと規定せり然るに政府は宗内圓滿なる協議を待たず宗制に反して眞言宗各本山の分離獨立を許可したるが爲めに宗内の制令區々に涉りて統一を缺き末寺檀信徒等相團結して新管長に反抗し宗内の秩序を紊亂するの嫌あるのみならず漸く將に治安を害せんとするの虞なしとせず政府は宜く宗内の秩序を回復せしめ布達之精神と宗制の明文に鑑み宗制自治の權能をして安全ならしめんことを望む

大臣、長官、局長等總出席にて反對意見を述べ、甲論乙駁遂に決議に至らずして一先づ散會し、翌々十八日午前十時より再び開議せられ兩派火花を散して論争せしが、同部長多田代議士は「内務省が眞言宗の獨立を許可せしは違法の行爲と迄は認むるを得

ず、去れども其手續に於ては確かに穩當を缺き居るに付き此際政府は速に之が調停を爲し宗内の秩序を回復せしめられんことを」と、の修正説を出し當日出席の末松内務大臣長谷場官房長等も同意を表し遂に部員の多數は此意見に贊同決議したり、依て同志議員は直に政友會總務委員に向てこれを自由問題にせられたしと交渉せしに院內總理に謀られたしとのことにつき、院內總理に右の旨を申入れしに、院內總理星氏は内務の哀願を容れたるものと覺しく、代議士會に諮りたる上にあらざればかゝる大問題は予一個にて決し難しとの難題を持ちかけ、政友會代議士をして手も足も出されざるに至らしめたり、政友會已に此の如くなる以上は爾餘の政黨が如何に聯合するも到底頭數に於て勝算なきを以て建議案は一先づこれを見合はさるべからざるの止むなきに至れり

主査會

十六日午後一時より主査會を開かれしに、これまた當局者總出席にて院議説に反對し議論時を移して決せず、十九日の同會に於て再び大々の論争を爲せりこの時當局者曰く本問題につきては本議會中に屹度善後策を講じ、疏通の道を開くべければ院議に附すること止められたしと訴へしに政友會を以て多數を占められたる主査會は忠義顔

伊藤總理
大臣の意
見

なる多數の人々に上りて、遂に院議に附すべからざるものと認むとの決議を爲したり
三月二十一日午前八時より濱名、田村、井手、早川、高津、石黒等の各代議士伊藤總
理大臣を訪ふて其意見を叩きしに、分離派の各管長は獨立の許可を得さへすれば、直に
末寺僧侶の紛擾を制するの責任を負ひ、決して政府に迷惑を及ぼさしめざるを盟ひ、當
時其誓約書迄も内務省へ差出しあるに付き、今日の如く紛擾一層甚しきを加ふるに至
るも是を鎮定する能はざるが如き事あらば彼等に命じ一定の期間を限り、其期限内に
鎮定の功を奏せしむべし若し鎮定し能はざる場合には一宗派統率の能力無きものとし
斷然曩に與へたる獨立許可を取消すの外無しとの意見を洩し、猶内務大臣とも打合す
べく種々の懇談ありたるを以て、右諸氏の外に進歩黨の委員長西村眞太郎氏、中立の
天野若園氏、并に土宜、丸山、岡本の諸師相ひ携へて内務大臣を訪ひ數時間に渉る大
交渉を爲せり

請願書復
活の動議
撤回

建議案に敗れ、委員會に敗れたる政友會同志の議員は慨然猛虎の如く、咄嗟の間に石
黒氏外三十六名より請願書復活の動議を提出し、將さに議場に於て他黨の應援により
て花々しく論争する所あらむと決したるを以て、當局者もこれに向ては如何んど爲

議會運動
中の二大
事件

讃岐圓通
寺事件

し難きより、俄然その夕刻に至り表面調停談を拈提し來り、且つは前項の如き伊藤侯
の言質もこれあるを以て、畫一派の東上員ども協議上遂に該動議を撤回することゝな
れり。其時には分離黨否な政府に加擔する井上角五郎氏等も大に交渉の勞を執り、内
務省をして屹度調停を爲さしむべしと誓ひしに因れり。
此議會運動中に當て、分否兩派の運動員に取て、最も愉快なりし事と、最も不愉快な
りし事との二大事件こそ起りたれ。而して一方が快事と爲せし事は他方が最も不愉快
と爲せし所のものなり。即ち其一は讃岐綾歌郡圓通寺の訴訟判決にして、其二は關東
と但馬寺院の多數が分離派に降りし事是れなり。今前者に就て少しく其事情を陳べん
に、

香川縣多度津町圓通寺住職林慈眼氏は去る明治三十年十一月十二日眞言宗長者より特
命せられしに同寺總代某々等の同寺の什器什物を引き渡さざるを以て丸龜地方裁判所
へその引渡を訟求し勝訴となりしが。總代等之に服せず控訴をなし、一方には分離派
本山と竊に相約し同寺の本山たる御室仁和寺をして二月七日電報にて住職を免すとの
旨を申し送らしめ、而して口答辯論の當日控訴人等これを理由として住職の消滅を

主張し、林氏は三十年十一月十二日眞言宗長者より特命せられたるものにして圓通寺は依然眞言宗々典の支配下にあるものなれば御室派より任免せらるべき事由毫もこれなしと答辯し當日はこれにて閉廷となりしが、二月二十七日に至り控訴は棄却せられたり。内務省が與へたる二重許可の分離派宗典はその効力の大半を失ひしものなり抑々事の起りは敢て分否問題に關係せしにあらざりしも、其判決の結果に依れば、偶々以て行政と司法との衝突を意味し。新派管長の住職罷免の權利に就き、行政官は之を是認するに關らず、司法官は之を否認したるを以て、分離本山が新たに其筋の認可を得たる宗制施行の効力は殆ど其全般を失却せんとするの態となれり。當時分離本山は新宗制に依て強て末寺を支配せんとし、末寺は本山を信賴せず依然現行宗典の支配下に居らんとして諍ひつゝありし時なりしを以て、此判決は當時分離派に向ては一大痛棒にして畫一派に取ては非常の聲援なりき、今其判決正本を掲ぐれば左の如し

○判決 正本

香川縣綾歌郡宇田津町九十二番平民農 同所百八十七番平民農
控訴人 玉井 恒吉 同 石井 丈吉
右訴訟代理人辯護士
同所九百二十五番平民農 右訴訟代理人辯護士

同 松本 平吉

中井 準太

香川縣綾歌郡宇田津町圓通寺僧侶

右訴訟代理人辯護士

被控訴人 林 慈眼

大西 愛三郎
森田 三郎

右當事間の妨害排訴物品引渡請求の控訴事件に付當院に於て判決する左の如し

本件控訴は之を棄却す

控訴費用は控訴人の負擔とす

事實

控訴人は第一審判決中「被告は圓通寺の什物たる本尊聖如意輪觀世音佛像一體外に一百九十點(前紙目錄記載の通り)を原告に引渡すべし」とある部分并に訴訟費用に關する部分を廢棄し更に被控訴人の請求を棄却す訴訟費用は第一審二審とも被控訴人の負擔とすとの判決を求め被控訴人は控訴棄却の判決を求めたり而して控訴人事實上供述は第一圓通寺住職缺員中は同寺の前住職たりし松山勢遍なる者法務を取扱ひ該寺を代表し居たるに付被控訴人は同人を相手取り什物の引渡を請求すべき筈なるに控訴人を相手取り本訴の請求に及びたるは不當なり 第二假りに控訴人を相手

取り本訴の請求を爲すべき者とするも控訴人は明治卅年七月八日檀家總代の任期満了したるを以て本件起訴の當時は總代にあらざるのみならず其後同年十一月新たに總代を選任し其選任と共に事務引継を爲し被控訴人請求の什物は占有せざるに付其引渡に應ずるを得ず 第三控訴人は假りに什物の占有者なりとするも被控訴人は明治三十四年二月七日付を以て圓通寺住職を罷免せられ前任職松山勢遍が同寺の住職に任命せられたるを以て被控訴人は本訴の請求者たる資格既に消滅せるもの也と云ひ被控訴人事実上の供述は控訴人の供述に係る第一事實に付ては松山勢遍なるもの圓通寺の前任職たりし故を以て住職缺員中讀經等法務執行の委管し居るものと認めざるを得ず果して然らば右認定に反する證人喜田茂八郎西川津太治の供述は信じ難きを以て従つて控訴人の第二抗辯も其理由なきものとす

第三抗辯に付案するに之が證據として提出したる乙第三號證の一は眞言宗御室派の法務所庶務課より圓通寺の檀家總代に宛林慈眼の住職罷免の事を通知したる書面乙第三號證の二は同庶務課より松山勢遍に宛林慈眼に代り松山勢遍を同寺の住職に任せる旨の通知書なるも甲第一號證の一に依れば林慈眼を圓通寺の住職に任命した

るは眞言宗長者大僧正三神快運なるを以て住職罷免の辭令及其後任者の任命とも同大僧正より發するを相當と思料す故に乙第三號證記載の事項は事實として信用するに由なし因て第三抗辯も其理由なきものとす右の理由なるを以て第一審判決は允當にして控訴は其の理由なきものとし主文の如く判決す

明治三十四年二月二十七日

大阪控訴院民事第二部 裁判長 判事 大倉 鈕 藏印 判事 三浦 順 太郎印
 同 木村 米 治 耶印 同 柳 田 教 彦印 同 安 井 璞 印
 原本に依り此の正本を作る 大阪控訴院裁判所書記 福井 慶 二郎印

斯くの如き訴訟と判決は兵庫縣并に神奈川縣下にも起りしも、今は其重もなる一例を擧げしのみ。

次に從來畫一主義に最も熱心にして當時關東同志會の支部長たりし山科俊海師は如何なる考を爲せしか、俄に高野山の二三者と内約する所あり、遂に左の契約證に署名調印せしを以て、關東寺院の歩調は紊れ畫一同志會本部に向て脱會届を出す者すら之れあるに至れり。是れ實に畫一派の對議會運動には非常の妨害たりしと俱に分離派に取

關東寺院
 歩調の紊
 亂

ては極めて有益なりしなり、其契約文は左の如し

○契約 證

今般高野山總代と關東高野山末總代との間に於て融和宗門隆盛の事を協議し別紙條件の通り締結候に付ては關東高野山末寺院住職は悉皆古義畫一同志會を脱し高野本山の宗制寺法に服従するものとす其届書は本契約書と同時に交換授受し雙方署人に於て同一責任を以て本契約書及附帶條件實行を期す

明治三十四年二月十七日

高野山總代	無量壽院住職權大僧正	密門	宥範	寶性院住職權大僧正	鎌田	觀應
	高室院住職	中僧正	三枝	高範	龍泉院住職權少僧正	山階
	西門院住職權少僧正	小早川	慶道	地藏院住職	少僧正	法性
	明王院住職	少僧正	高岡	隆心	西禪院住職權少僧正	宮野
	成福院住職權少僧正	藤村	密幢	全光院住職	大僧都	岡田
	淨菩提院住職權少僧正	矢田	快義	寶城院住職權少僧正	佐伯	宥純
	大安樂寺住職少僧正	山科	俊海			
交渉員	權少僧正	三國	眞應	同	少僧正	松橋
	同	少僧正	加藤	諦見		祐善

○條件

- 一 高野派と古義眞言宗と改稱すること
- 一 議會は宿老會及大會の二種とし宗門宿老中より管長之と特選し大會は議員四十名を以て組織し内七名は本山寺院住職より互選とし三十三名は一般末寺より選舉し其選舉區は二十區とし區域は別に之を定む
- 一 金剛峯寺管長候補者は高野寺院住職及兼務住職中權中僧正以上の者と以て被選者とす。但し學修履行せしむ
- 一 布教本部と高野山に置くこと
- 一 大學林と高野山に設置すること
- 一 高等中學林と京都若しくは東京に置くこと
- 一 地方尋常中學林は便宜上漸次高野山尋常中學林に合同すること

已上

前諸項は總て雙方署名人に於て同一の責任を負ひ夫々順序を経て履行するものとす
若し一方の署名人に於て違約したる時は相當の責を負ふものとす

本契約書及附帶條項共承認候事

明治三十四年二月廿六日

總本山金剛峯寺住職

大僧正 原

心 猛

但馬寺院の變心

此の契約は殆ど全然分離派の利益にのみ歸し、畫一派には何の得る所なくして終れり、設令ひ山科師の胸裡に如何なる策畧ありしにもせよ、其結果より判断すれば全く分離派の爲めに乘せられたるなり。當時全國の畫一同志者が一般に憤慨せしは無理ならぬ事ともなり。復之に次で但馬寺院二十二箇寺は左の決議と締約を爲し、遂に畫一派を脱して分離派に服従せり。

○決議并締約書

- 今般本國本宗の各寺院は畫一會と脱離し、改めて聯合同志會に加盟し本山宗制と遵守せんことを議決し、茲に
- 本山派出委員と本國各寺院綱維と誓約を定むること左の如し、
- 一 獨立各山聯合の制規及本山の宗制は他日各其定むる所の方法に據りて大に修正を加ふべし
- 一 本山寺法は本末協議の上制定すべし
- 一 教育事業は漸次古義各山合同する方針と執るべし
- 一 東寺法務所より附與したる本國本宗教職の辭令等は本國支所詰綱維の届出を待ちて其有効たることを承認すべし
- 一 分離事件に關する費用は本國寺院には賦課せざるべし
- 一 本國各寺院の名簿を作りて本山に致すべし
- 一 本締約書は二通と製し締約者は各其一通と所有すべし

明治三十四年二月九日

高野山派出委員

權少僧正 佐伯 宥 純

權少僧正 伊東 心 教

但馬國眞言宗各寺院綱維

- | | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 管 理 | 大僧都 湯崎 弘 雄 | 副管理 | 中僧都 永生 宥 憲 |
| 副管理 | 少僧都 奥藤 弘 快 | 代議員 | 權中僧都 白山 秀 傳 |
| 代議員 | 權少僧都 葛聲 寂 傳 | 同志者 | 十七名 連 印 |

已上但馬と關東寺院との變心は畫一派の對議會運動者には非常なる妨害と苦痛とを與へしものなり。想ふに内に此等の變心動搖なくば畫一派或は議會に意外の成效を告げしやも測り知るべからざりしなり。

第十五議會の三大問題

嗟呼眞言宗の分否問題は實に第十五議會に於ける三大問題の隨一と成りしなり。一は増稅案、二は法官増俸、三は眞言宗の分否問題即ち是れなり。想ふに該問題が斯くも議會の大問題と成りしは元と政府の分離認可が不當に成り且つ全國の寺院檀信徒の畫一主義貫徹に熱心なるの致す所なりと雖ども、抑々亦土宜、岡本、並河等東上委員の手腕に因らずんばあらず。議員の多數を動かす内務省をして一大頭痛を感せしめ、時の總理大臣伊藤侯をして設令ひ戯れにもせよ、眞言宗問題は實に滿州問題よりも困

滿州問題よりも困難

ものとす

一第二十條中「一半は聯合法務所に收納し一半は」の下に「教師補任の禮録として」の文字を加ふ

一第五十五條の次に左の一條を加ふ

第五十六條 聯合宗派内の寺院住職の任免は總裁の檢知を經るを要す

一第五十六條(元どの)中「其寺院の屬する宗派に於ても」の下を「同等の教師に補せられたるものと見做す」と改む

右の協定に就ては、分否兩黨とも多少の不満足を抱懐するも、兩黨其重もなる者は殆ど皆な此協定を是認せしものゝ如し。吾人は此不可思議なる心機の一轉を以て、第一宗徒が愛宗の自覺心に基くと第二、外部の壓力より來ることを斷言するものなり、何となれば分否兩黨が激戰奮闘日を重ねるの間に一宗の根本生命たる教學の二途は日々に荒蕪に歸しつゝあり、彼等が主義の靜は元と是れ宗家を思ふの心情より出づ、此靜の爲めに一宗の生命を危殆に陥るゝは宗徒の忍ばんと欲して忍ぶ能はざる所なるべければなり。復外部よりの壓力とは曰く。衆議院議員は全国各地檀信徒の請願に逼ら

兩同志會の協定に對する態度

れ、政府當局者は又此議員の強要に因り、分合兩派の管長は又此政府當局者の斡旋に由り、畫一聯合の兩同志會員は又此管長の事後承諾を求められしに因り、壓力は次第に重なり來り、茲に互に張り詰めたる心を撓め已むを得ず這般の調停成立するの運びに至れり。試みに當時兩同志會より出せる宣言書なるものを見よ、其狀情は察知するに餘りあるべし、先づ畫一同志會の宣言書中に曰く

熱ら今回五派管長間に成立せる調停案を研殺するに固より本會の主張に副はざるものあり。雖も其内容に至ては諒すべき旨趣之れなきにあらず吾人は宗家の現狀に鑑み時運の已むなきを察し茲に且く隱忍以て宗家の秩序と一宗の平和を回復するを同時に退て古義一味の精神を涵養し進で教學の振暢を期せむ

次に聯合同志會の宣言書に曰く

願ふに今回協定の聯合制度たるや未だ充分に吾人の満足を表する能はざるものなきに非ず。雖も而かも現下の狂瀾怒濤を鎮靜して宗内の平和を回復し各派の聯合を組成し教學の振起に一轉機と與へたるは明瞭の事實にして吾人の希望並に第一着の成功を得たるものと云はざる可からず

復同月二十二日に同會の評議員會に於て決議せし文意は尤も其真情を流露せるものと謂ふべし、其決議に曰く

今回各派管長と眞言宗長者との間に協定せられし聯合調停案は其大體若くは條件に於て各派獨立上最も遺憾の點あるも現下の宗狀に鑑み事情止を得ざるものと認むるを以て吾等評議員は先きの決議を翻へし止なく同意を

表し事後承諾する事

分否兩黨とも已上の如く協定に同意せしに拘らず。當時南山同志會なるもの起て概を四方に飛ばせり、其概文の要に曰く

南山同志會の概文

昨三十三年八月吾高野山及び各派は分離獨立の認許を得數年來の目的と違し大に本宗の發達を期待せしに一部反對者の爲各派宗制寺法の實行を阻害せられ宗内の紛擾容易に鎮定すべくもあらざるを以て主務省は之が調停を試むる再度終に今回各派管長と眞言宗長者との間に於て調停案成立せりと傳ふ併ら其成案たる未だ知るべからずと雖聞くが如くむば各派獨立は唯名稱のみ存するも其權能は全く浸害せられ一宗派を形成する能はざるに到るは實に憤慨に堪へざる儀に候依て吾人同志は臥薪嘗膽この恥辱を雪ぎ權利の回復を謀り獨立の完美を期せんこと云云

復分否兩派管長の間に調停進行しつゝありし際に山僧八十四名の連署を以て、調停の不調に終らむことを請求し來り。特に和歌山實業新聞の如きは一段に亘る高野だよりを載せて、事實の上に分離黨が全く失敗に終りしを論じ、不平不滿の愚痴をこぼしたる通信ありたり。以て知るべし、這般の協定に對しては畫一派の者よりは分離派の者がより多く不平を懷きしことを。

右の協定成りしに付き、八大本山選出委員の手に成りし聯合制規十一章九十三條は八大本山住職連署して、内務大臣の認可を申請せし所、愈々七月五日付を以て認可成り

内務省の通牒

其と同時に左の通牒を添へて聯合制度の容易に變更廢止すべからざる旨を示せり、其通牒文は左の如し

管用心第五七號の内

今般聯合制規及同附則認可願に對し、別紙の通指令に相成候處、右は將來該聯合は政府の認可を経るに非ざれば變更廢止せざる者と認め又該制規實施の上は聯合法務所總裁は本省の認可を経て就職すべく、且總裁は該聯合事務に關し、本省の指揮命令を遵守すべきは勿論、必要と認むる場合は、其事務の狀況を檢査し又は諸種の報告を爲さしむることあるべき事として認可相成候次第に有之候條左様御承知可有之依命此段豫め及通牒候也

明治三十四年七月五日

内務省教務局長 新 渡 淳 六 郎

眞言宗長者 長 宥匡殿

同醍醐派管長 和氣宥雄殿

同御室派管長 泉 智等殿

同大覺寺派管長高幢龍暢殿

同高野流管長 原 心益殿

復八人委員會に於て事務引繼に付協定せし文書は左の如し

△事務引繼協定書

一明治三十三年八月以前の宗費未納金は總て聯合法務所總裁にて期日と定め従前の眞言宗賦課本の通り徵集す

事務引繼協定書

一三十三年九月以後三十四年六月中の宗費課金は前項に準じ總裁に於て徵集す
但し分離各山管長又は眞言宗長者の中何れか一方へ已に納めたる寺院は其の儘とす

以上二項の徵集金と以て眞言宗法務所及び之れに關係の大學林并京都高等中學林及び四派聯合法務所之れに
關する兩學林の會計と整理し過不足共聯合議會へ報告し相當の協商を経るものとす尤も第一二項の課金と意
納せる寺院に關する宗務は當分中止す

一七月一日以後の聯合法務所附屬の大學林京都高等中學林の經費は總て聯合議會の決議に依るものとす

一聯合制規其の筋の認可と同時に従前の眞言宗及び四派の聯合法務所并現今(高野、京都)に在る大學林并に京
都高等中學林總て臨時總裁へ引渡す事

明治三十四年五月十六日

右決議候也

委員連署

又調停の實を擧る爲め附帶約定數項を協定したるが其重もなる條件左の如し

△附帶條約

附帶條約

一今回調停に係る聯合制規により初期就任する地方役員の選舉は各支所内に申合となし從來主義と異にしたる
雙方より選舉し雙方平和の維持すべきことと五派管長及聯合總裁より訓示すること

一聯合法務支所は地方の便宜に依り一ヶ所若くは數ヶ所を設置するも妨げず

一從來の結衆又は組合にして主義と異にしたる爲め分裂したるものは復舊すべきことと五派管長及聯合總裁より

り訓令すること

一各派獨立以後眞言宗長者より各派末寺へ住職及教師を任命しあるものは其人名と眞言宗長者より各派へ通牒
し本人所屬管長よりは眞言宗長者の任命したる日附の辭令と眞言宗長者へ回送し本人へ交付し請願と差出す
こと

一雙方より住職を任命しあるものは雙方より委員を設け其寺院につき調査し協定するものとす

明治三十四年五月 日

右決議す

委員連署

五派管長間に右協定の相談あるを聞くや畫一、聯合兩同志會は相ひ前後して各々其方
針を一定せんが爲めに大會を開けり。先づ畫一同志會は五月二十八日より東寺法務所
内に於て前後三日間大會を催ふせり、今其大畧を記さんに

五月二十八日午後一時開會するや、泉山長老は調停談進行の經過と其綱要に就き詳細
に説示し、次で土宜僧正、先づ議會中の大勢と調停案の條項に就て要領を陳述し、次
に法務所員和田僧正は、調停に對する法務所の意見を簡短に説明せられ、次に本部の
報告として、議會中運動を囑托したる並河隆乘氏、議會中の經過を詳細に報告し、約

畫一同志
大會

二時間に亘り之にて此日は散會したり。
二十九日午前十時開會、前日に引續き、本部報告として、岡本慈航師、議會の形勢と地方の状況とに察し、議會々期末頃より調停談進行中に、本部が把りたる方針を陳べたり、之にて報告を終り、議長に和田僧正を推選し議事に入り次に宣言書案に移り、二三質問の末滿場一致を以て、其の大體を可決せり、次に決議案の討議に入り、種々修正意見ありしが、議長指名にて十名の委員を設け、之に附托することに決したり三十日午前十時開會宣言書案并に決議案に付き、委員の報告次で質問あり、此時檀信徒代表者より、調停并に教學問題に關し、意見發表ありて、兩案共に可決確定、此時村岡文龍氏より、東上委員慰勞の辭を述べ、特に土宜僧正には、感謝狀を送呈するの發議ありて可決。其宣言書は左の如し

○宣言書

我同志會が當初古義畫一管長制度の制定を期せしは元々該制度に頼らずんば到底宗家の隆昌教學の振暢得て望むべからざるを確信せしに因る故を以て從來幾多の辛酸苦難をも敢て辭することなく困難を排除し威壓を相戦ひ益々進で當初の主義を最後の目的と達せんと努めたるも時機未だ正義に與せざるは魔事百出障礙上下に起り吾人が所期する畫一制度の確立を見るの期愈々遠遠たらんとするものあるは本會の恨事之に過ぎたるは莫し

然れ共今後尙ほ直進強て之が制定を一時に企圖せんか爲めに布教の頹廢と教育の不振と招致し紛々擾々愈々國宗の衰運と助長するの恐まなきにあらず

嗟呼奮進邁往斃れて後ち止む快は則ち快なり而も事局の開展に益なくんば遂に忘宗の譏を免れず況んや手段の爲めに吾人最後の目的にして且つ一宗の根本生命たる教學の基礎を危殆に陥るは吾人の忍ばんと欲して忍ぶ能はざる所なり翻て熱ら今回五派管長間に成立せる調停案を研致するに固より本會の主張に副はざる者ありと雖も其内容に至ては諒さすべきの旨趣之れなきにあらず吾人は宗家の現狀に鑑み時運の已むなきを察し茲に且く愚忍以て宗家の秩序と一宗の平和を回復するを同時に退て古義一味の精神を涵養し進で教學の振暢を期せむ茲に特筆大書すべきは眞言宗あつて已來僧俗混合の會議は未だ曾て之れあらざりし所這般始めて檀信徒の出席を見るは偶々以て分否の諍擾が如何に檀信徒にまで波及せしかを察すべし。此會に於て檀信徒の意見として提出せられしもの左の如し

○檀信徒意見書

(第一)茲に參會したる檀信徒は這般の調停を是認す

(第二)本宗の分離畫一の紛擾は茲に一段落を告げたるも將來一層本宗教學振興の爲め檀信徒の一致團結を鞏固ならしむる事

以上

○同志大會出席者人名(九十四名)

出雲	小川	義秀	愛媛	徳永	靈仙	山口	村岡	文龍
岡山	辻大	惠石	川	金岡	良輝	徳島	秋津	快忍
同	村上	豚淨	同	龜田	寛道	同	井手	阪秀
大和	植田	順應	岡	菅原	義道	越中	眞田	覺園
播磨	西宮	觀瑞	大阪	佐藤	快理	同	融	等
和泉	瀧見	常	播磨	奥川	總觀	和泉	瀧臥	英賢
兵庫	山本	祐性	和泉	土肥	宜海	同	奥田	義本
同	保田	義繁	兵庫	松田	道英	讃岐	丸山	法梁
丹後	安永	龍英	越中	河部	徳禪	大阪	山本	眞苗
美作	眞門	密全	廣島	丹生	實榮	岡山	丹生	光昭
播磨	柳井	智等	備中	橋本	智玉	伊豫	龜尾	圓曉
美作	岸越	眞惠	讃岐	吉祥	宜弘	讃岐	服部	鏝海
神戶	堀井	純照	河内	高志	快芳	京都	佐伯	行輝
淡路	寺内	宥天	攝津	長原	密淨	美作	龍谷	龍雲
讃岐	十河	龍澄	阿波	加納	瑞全	備後	龜山	圓海
同	行基	快賢	同	麻生	不染	攝津	荒井	眞盈
阿波	宇山	文應	讃岐	三好	宥忍	備中	雲井	宥範

聯合同志大會

復分離派が組織する教學聯合同志會にては今回の紛擾調停に付き更に將來の方針を議せんが爲め五月四日より京都五條阪の事務所に臨時總會を開き來會者は各縣下同志の代表者五十餘名にて最初に佐伯宥純氏より今回の調停に關する顛末を報告し一同承認

同	釋大	空	紀伊	木村	觀空	同	毛利	清雅
京都	椋本	龍海	同	河村	智秀	京都	清瀧	智龍
伊勢	金剛	玄道	淡路	芳田	尙然	兵庫	福岡	寛悟
越中	佐伯	清通	淡路	桂	義性	京都	安藤	道雄
同	長谷	寶秀	群馬	西川	良清	備中	宇喜	多智
美作	岡本	慈航	備中	高藤	秀本	京都	樹下	快明
同	小山	智瑞	同	石堂	慧猛	山城	小川	義
同	茂木	大秀	京都	竹内	探玄	京都	松永	昇道
同	山本	善雅	京都	土宜	法龍	同	和田	大圓
淡路	秦	猪平	同	今岡	義之	廣島	渡邊	武八
同	原	保兵衛	同	桑原	多八	同	青木	定助
香川	大石	平	攝津	柳川	九兵衛	備中	八木	國吉
備中	鈴木	幾次郎	同	高橋	良平	同	西原	友二
備中	豐岡	昇	同	同	同	同	同	同

したる後委員より會計庶務に關する報告あり夫れより本會を繼續するや否やに就き協議の末滿場一致を以て之を繼續し大に將來の教育布教に力を用ゆるに決し次で會則の修正案を議了し宣言書及び決議案を議定したるが其宣言書は左の如し

△宣言書

回顧すれば昨年來宗内の紛擾激甚なるに際し吾人同志は之が爲めに一宗の生命たる教育布教の益を衰頽せんことを憂慮するの餘り相謀つて爰に本會を設立せり而して吾人の視る所に依れば今後教學の振興を期せんせば速に宗内の平和と秩序を回復し一方各山獨立の實を完ふして益本末の關係を親密にすると共に一方に於て各派の聯合を鞏固にし互ひに提携扶持して以て共同一致の實を擧ぐることを極めて急要なりと信じ聊か其間に盡す所ありたり然るに今や宗内多數の意見は吾人と其趣向を同くし、益々這般の調停を見るに至りしは吾人同志の深く欣喜して措く能はざる所なりとす

願ふに今回協定の聯合制度たるや未だ充分に吾人の満足を表する能はざるものなきに非ずと雖も而かも現下の狂瀾怒濤を鎮靜して宗内の平和を回復し各派の聯合を組成し教學の振起に一轉機を與へたるは明瞭の事實にして吾人の希望並に第一着の成功を得たるものと云はざる可からず

然れども是れ唯だ教學振起上に於ける道程の第一足のみ懸つて其前途を思へば今後尙施設經營を要すべきもの極めて鮮なしとせず抑も是等の事たるや本宗派當然の事業に屬し宗典法規に於て各規定する所ありと雖も本來一宗幹たる教學の二途の如きは單に當途者の企畫に一任して晏然座視すべきものならず別に本會の如きものあり起て之を補翼し贊襄し速かに完全の効果を改むるに勉むるは固より當然の責務なりと云はざるべからず此に

吾人同志は更に進んで本會の組織を擴充して其基礎を鞏固にして奮つて宗内に於ける中流の砥柱となり以て聯合制度の完備と永遠の平和を期し教育布教の振興と宗運の發達を圖らんことを爲に第二次の總會を経て普く中外に宣言すること爾り

復獨立各派の聯合法務所は全國の各綱維に向て左の報告書を出せり

今回其筋に於て兩派に對し調停の勢を執られ候就ては獨立各派は夙に一宗の平和を希望するに付速かに之に應ずべきは勿論の事なれども之が爲め各派既得の權能を害し獨立の實を失ふが如き事あるに於ては斷然之を拒絕せざる可らず依て各派委員に於ても此の點に居ては最初より充分の決心注意を以て及協商候處結局昨年の調停案に修正を加へて和解の局を結ぶ事と相成候尤も調停條件の如何は各派獨立至上至大の關係あるを以て先きに評議員は綱維會決議の旨趣に基き強硬なる決議となし更らに東上管長及事務員に對し一時調停中止を爲し急に綱維會を開かんせしが其の違まなく右は各派當局者に於ても充分満足を表するものに無之と雖も甲乙紛争の場合に於て速に事局の終結を見んせれば彼我互に讓歩する處なかる可らず而して熟ら今回の協定條件を稽査するに度牒の授與及住職の任免に就て總裁の檢知を經べきこととしたるは聊か當該管長の權能に立ち入るの嫌ひなきにあらずと雖も右は畢竟儀式的に總裁の認定を受くるまでのものにして舊宗典の如く大本山の具狀に依り長者の直接に之を行ふものは全然別義に有之單に其手續を鄭重にしたる者に過ぎず又昨年の調停案に於ける僧階授與及聯合事務に關する褒賞の如きは總裁之を行ふも必ず所屬管長の承認を經べき規定あり決して總裁の專行を許さず此他何れの條にも總裁に對し從來の長者の如き絶對上の特權を附與したる者一も無之何れの點より見ても各管長は充分一派統治の權能を有し毫も獨立の實を失ふの憂慮あるなし況や各派管長は新たに教師任命の特權を得たるや加ふるに本來獨立各派の目的とする處は區々たる條件の末にあらずして各山各立の上に

獨立各派
聯合法務
所の報告
書

一宗の大聯合を行ふにあり而して今や全く此の大目的を成就しあるものさすれば些細の譲歩の如きは毫も齒牙に懸くるに足らざる所にして今日獨立各派管長現下が一宗の平和を希望するの餘り此の大目的に従つて這回の調停に應ぜられたる以上は末派寺院たるもの亦宜しく各親下海岳の度量に推服して共に俱に平和の回復を圖り遂に一宗の性命たる興學布教を盛んにして一宗の光輝を内外に宣揚するに勉むべきは當然の義に付各位に於ても充分此意を體し部内寺院として誤解無之様注意有之度茲に評議員會の議を経て報告旁及申進候也

眞言宗管長の認可

已に成立せる聯合制規に基き、教王護國寺、泉涌寺、勸修寺、隨心院の四大本山は單に眞言宗と稱し四本山門跡交替にて管長を置くこととし四本山協議の末勸修寺門跡大僧正長宥匡師を管長に推薦し直ちに内務大臣の認可を出願したる所七月六日を以て其認可ありたり。

右にて五管長已に成立せしを以て、七月十五日付を以て五管長連署にて左の令二號を達せり。協定の精神が事實に現はれ來りしを見る可し。

令第一號

眞言宗各宗派一般

客年來各大本山獨立請願及許可に際し宗治上意見を異にしたる古義所屬一般寺院の紛擾は誠に名狀すべからざるの慘狀を呈し爲に本末の秩序を紊亂し教學の途殆んど弛廢せんとするの悲境に沈淪し本職等に於て深く痛心せし處なりしが茲に本年四月

主務官廳は再び各宗派管長并に各大本山住職を東京に召集し宗派の聯合を協商し本末の平和を恢復し教學の進歩を計るべきことを懇切訓示せらる願ふに宗派本末の平和を恢復し宗治の圓滿を挽回するは聯合の基礎を鞏固にし其の統一を謀るの外他策なきを以て爾來各本末間に於ける爭議の事實を付度し慎重熟議を遂げ別冊聯合制規を協定し七月五日付主務大臣の認可を得たり抑も該制規及各宗派宗制寺法の綱領は宗派各立管長を別置するも古義眞言の宗義に依る者は教學の制定は勿論教師住職の資格より進退賞罰の條規に至る迄都て同一にして毫も扞格する所なし須らく聯合宗派本末僧侶は世態の大勢を諦觀し謹慎遵守すべし

明治三十四年七月十五日

眞言宗管長大僧正 長 宥 匡

同醍醐派管長大僧正 和 氣 宥 雄

同御室派管長大僧正 泉 智 等

同大覺寺派管長大僧正 高 幢 龍 暢

同高野派管長大僧正 原 心 猛

同各宗派聯合臨時總裁大僧正 原 心 猛

令第二號

眞言宗各宗派一般

今回眞言宗各宗派聯合相調ひ宗内の平和克復相成候に付ては從來本宗派一般寺院僧侶に於て分否問題に關して惹起したる感情は全然洗滌し一味乳水の和合を表すべき

者に付各地方に於て從來の結衆又は組寺と稱する團體にて分否問題に關し該結衆又組寺中にて意見の衝突より分裂候向は此際斷然調和復舊すべし且つ檀信徒に對しては各寺住職より懇篤聯合調和の趣意を説示し該紛擾の爲めに生じたる隔意感情を除去することを勉むべし殊に綱維の職に在る者は部内の統理に關し一層平和の克復に注意し布教化導に精勵すべし

明治三十四年七月十五日

臨時聯合總裁

假聯合法務所の組織成る

眞言宗管長大僧正 長 宥 匡 同醍醐派管長大僧正 和氣 宥 雄
同御室派管長大僧正 泉 智 等 同大覺寺派管長大僧正 高幢 龍 暢
同高野派管長大僧正 原 心 猛 同各宗派聯合臨時總裁大僧正 原 心 猛
復右の聯合制規の認可と俱に、臨時聯合總裁を置き總裁の公選を了るまで事務を執ることとし高野派管長原心猛師を臨時總裁に推すことに決し、七月十九日を以て、同師教王護國寺内聯合法務所に入り、此日より眞言宗各派聯合法務所の門標を掲げたり。尙ほ臨時事務員は眞言宗より一人、他の各派より一人、末派より二人を選定する筈にて交渉の結果眞言宗より小山智瑞、他の各派より西川忍龍、末派より小川光義、土宜法龍の諸師選任せられたり。

聯合總裁并に事務員の選舉

八月十日付を以て五管長を候補者として、聯合總裁を選擧すべきを達す、此と同時に聯合法務所事務員四名の選舉をも達示せり。孰れも其開票は九月二十三日に執行せしが其結果は左の如くなりし

一千五百九十三票 長 宥 匡(當選)
四百七十六票 原 心 猛(次點)
二十票 泉 智 等
九票 高幢 龍 暢
四票 和氣 宥 雄

次に聯合法務所事務員投票開緘の結果は左の如くなりし
高野派選出候補者に就て

千二百九十二票 西川 忍 龍(當選)
三百八十七票 加藤 諦 見(次點)

次に京都各宗派選出候補者に就ては
千三百三十三票 小川 光 義(當選)
三百四十九票 椋 本 龍 海(次點)

次に第一教區より第五教區選出は投票總數一千〇七十一票内犯則五十五票正票千〇十六票に就て

- 六百七十二票 瀧 見常(當選)
- 六百五十九票 和田 大圓(當選)
- 四百七十三票 鈴木 英良(當選)
- 二百六十票 樹下 快明(次點)

次に第六區より第十區選出に就ては、投票總數九百八十九票、内犯則九票、正票九百八十票

- 九百二十一票 土宜 法龍(當選)
- 七百七十二票 岡本 慈航(當選)
- 七百四十五票 宇山 文應(當選)
- 九十三票 花辨 峻(次點)

已上の選舉投票に就ては、分否兩派各々秘密に必死の競争を試みしなり。而も其結果は畫一派の思ふ通りに成りしなり。以て知る當時全國分否の勢力多少は右の投票數の如く相違せしことを。

聯合議會
議員の選

復八月二十日を以て聯合議會議員を選舉すべきを達せり。其開票は十月十日なりしが其結果左の如くなりし。

- △準大本山、別格本山、投票 十一票 加藤 諦見
- 十票 宮寺 普學
- 一票
- △準別格本山投票 二十二票 藤村 密幢
- 二十一票 佐伯 宥純
- 一票
- △第一教區投票 二百二十票 杉崎 英應
- 四十二票 鈴木 榮良
- 三十二票
- △第二教區投票 百九十七票 河部 德禪
- 百二十三票 恩 總行 龜
- 十五票
- △第三教區投票 九十二票

五十七票
木村 觀空
九票
佐伯 覺燈

△第四教區投票 百六十八票

百〇七票
和田 大圓
二十七票
長谷川 弘道

△第五教區投票 二百七十六票

二百〇六票
樹下 快明
十七票
湯崎 弘雄

△第六教區投票 二百二十二票

百四十一票
橋本 琢雅
六十三票
菅 巖 善龍

△第七教區投票 二百十四票

百六十五票
安 永龍 瑛
十六票
加藤 智道

△第八教區投票 二百一十一票

百七十五票
佐伯 増行
九票
左右田 善濟

△第九教區投票 二百〇九票

百十八票
高藤 秀本
七十六票
桑 義 雄

△第十教區投票 百十四票

七十五票
北脇 良 識
二十三票
摩尼 寶洲

已上開票の結果に依れば準大別格と準別格との二者を除て十教區選出は悉く畫一派の占むる所となれり、而して其次點者が殆ど分離派に屬するを見れば、此議員選舉の競争も随分激烈なりしを推知し得べし。

此前後に當て各宗派々會議員の選舉ありしが、何れも多少の競争は之れありしものゝ如し。其結果高野派御室派の派會議員には分離派多數を占め、爾餘の各派は畫一派の勝利と成れり。

九月二十日眞言宗管長は其總本山教王護國寺に兼務住職を選舉すべきを達せり。總本

東寺兼務
住職投票
結果の結

山たる教王護國寺に専任住職を置く事、已に從來畫一派の標榜せる御遺告の精神に違
反せるを以て物論囂々たり。況んや總本山を兼務せしむるに至て愈々末派全般の同意
せざる所と成れり。抑々東寺に専任住職を置くの可否に就ては未だ誰人も其協賛に預
りたるものなく、完く當事者が獨斷を以て曖昧の間に決定せしものなれば中央の者一
人として之に不満を抱かざる者莫く、從て地方の者も憤慨する者多し。想ふに恐くは
今後一大問題と成りて再び正に復するの時機あらむか

理論は且く措き右投票の開緘は十月二十三日なりしが、其結果は實に左の如くなりし
投票總數百〇四十一票に付き

百〇五票	勸修寺門跡	長	宥 匡(當選)
百〇三票	泉涌寺長老	鼎	龍 曉(當選)
六十四票	隨心院門跡	佐伯	法 遵(當選)
九 票	御室派管長	泉	智 等
五 票	醍醐派管長	和氣	宥 雄

右三名の當選者に付き、同寺塔中住職并に信徒總代協議の上、次點者鼎龍曉師に決定
し、其旨具言宗管長に具申し同月二十五日兼務住職の任命ありたり

聯合總裁
の認可
法務所の
成立

之れより先き即ち十月八日を以て長宥匡大僧止の聯合總裁其筋の認可ありたり、從て
同月十五日を以て土宜法龍、瀧見常、小川光義、西川忍龍の四師聯合法務所事務員に
任命せられ、爰に始めて正式の聯合法務所成立を告げたり

已に聯合法務所の成るや、分否兩派の感情を融和するの必要は互ひの間に起れり。恰
も好し新舊總裁事務引繼の日即ち十月十五日を以て宇治村醍醐三寶院に於て分否兩派
の懇親會を催ふせり。此時尚は感情の未だ完く融和せざるものありしが、出席員甚だ
少なく僅かに二十六名に過ぎざりし。然れども多少の効果ありしは疑ふ可らず

明治三十二年の宗會已前に於て、古義末にして新義所屬寺院の事に就き、協定せし處
ありしに、智豐兩派の獨立に伴ひ、當時又もや紛紜は起れり。九月某日を以て、智山
派宗務長小柴豐嶽、豐山派宗務長高城義海の名を以て番外聯達を出せり、其旨趣は兩
派所屬寺院は古義各派の宗制守法遵奉の義務なく從て其の制裁を受くべき義無之復た
兩派所屬寺院の古義諸山に對しては法流上本末の關係あるも宗派上の關係無之ものな
り故に兩派所屬寺院は仁和寺大覺寺等の末寺たるも決して御室派大覺寺派の所屬寺院
にあらず從て其の僧侶も右諸派の末徒にあらざること明かなりと云ふに在り。

新古交渉
事件

然れども之に對する古義各宗派の意見は嘗て内務省が執りし見解に従ひ、本末即ち宗派と云ふ見地より飽迄抗議し、今に決する所あらず。近き將來に於て一大紛紜は必ず起らむなり。

復た智山派議員は、先きに新義派集會の當時には根嶺歸一説を執て動かさざりしに十月二十六日に東京に於て智山派の獨立紀念式を舉行し、大に一派の獨立に向て祝意を表せしは、人にて意外と爲せしもの、如し。蓋し想ふに此祝意は古義派と分離したるを慶びしならむ。若し果して然らば新古の分離は如何に年來の希望なりしかを推し得べしとせむ。

而して古義派の聯合議會は果して如何なる現象をか露呈し來る。乞ふ次章を讀め

第九章 聯合議會

眞言宗各宗派管長間の協定成立せしは、恰も夫婦分れせし青年男女をして、再び結婚せしめんが爲めに、政府の當局者自ら其媒介者と爲り、其男女の親と親との間に縁談を調べ、互に結納を取り交はせしが如きのみ。實際其男女が果して親々の間に

智山派の獨立紀念式

再縁の會

取り結ばれたるが如くに結婚するや否やは未定の問題なりしなり。即ち此歲十二月十日を以て聯合法務所内に召集せられたる各宗派聯合議會は、正しく再縁を結ぶや否やを決する最も大切なる會合なりし。

故を以て媒介者たる政府當局者を始め、親々たる聯合總裁并に協定書の連印者たる各宗派の管長が、此會議の成果に就て苦心焦慮せしは無理ならぬ次第なり。破談再び紛擾を惹起す乎、將た亦幸に握手階老の契を結ぶ乎分否兩派互に未來の運命に就き正式に其諾否を決定するは、實に此聯合議會に在りしを以てなり。

分否兩派が殆んど三箇年間激戰を事とせし後ち、創めて對面し聯合の宗事を議する事にしあれば、水火の尅性は勢ひ衝突を免るべからず。即ち其會期十日間は殆ど何事も議定せずして、單に内部の交渉に費し、二日の延期々日に於て漸く總ての議案を議了せしを見れば、其如何に難産的會議なりしかを推知し得べし。

抑々古義派四千五百箇寺を代表する本末選出の議員三十名の京都に來集するや、大勢は隱約の間に凝て二大潮流と成れり。一は曰く積極主義、他は曰く消極主義是れなり。後者は從來の分離黨の執る所、前者は所謂畫一派の採る所。此の二大潮流は教育に布

難産的會議

分否主義の兩極主義

教に其他大小總ての議案に其激波を擧げ、豫算案に於て最も明白に具體的に表彰し來れり、畫一派の積極主義者は本所提出の豫算案よりは膨脹の態度を執り、分離黨の消極主義者は削減縮少の態度を取り此消極と積極との兩主義は對壘彌久互に一歩も譲らず、交渉又交渉而かも屢々破裂の徵候を示し、吾人をして初度の聯合議會は殆ど望みなからんかとの危懼を抱かしめたり、然れども法務所員最も其間に斡旋の勞を取りしが爲め、兩極論者も互に其意を了し遂に本所提出案の總額を中心として互に讓歩接近するに努め、漸く豫算案の成立を見るに至れり。其總額實に貳萬四千七百六拾七圓六拾錢なりとす、今之れを以て古義派四千強の寺院に對當つれば一箇寺平均實に六圓内外なりとす、殊に賦課徵集法を改正して寺別平均賦課法と寺院の實收入に依り賦課するの法を取りしは、本議會の一大成績なりと謂はざるべからず復た、本議會に於て豫算及び賦課徵集法の改正に次で重要議案の可決せられたるは、聯合制規第三十四條の修正、即ち全國の中學校を京都に合併し分校を高野に設置するの件。同第二十二條の改正、即ち學級補職の件。教育條例。寺院等級再調査の建議案等なりとす、要するに本議會に於て其最も重要議決は豫算案の制定と負債償却方法と并に教育制度改正案

の三點に過ぎず、外より之を一見すれば會期の十二日と莫大の會議費とを以てして如何にも其價に相當せざるが如きも、各宗派獨立後始めての會議にして、加ふるに分否靜擾の餘勢を以てして輒もすれば一大破裂を來さんとするの集會にしては、先づ以て上出來なりと謂はざるべからず。

聯合議會の模様

此聯合議會は取りも直さず、久しく紛擾を重ねし分否兩派の調和會議なれば、吾人は其模様を永く後世に傳へ、以て是迄氷炭相容れざりし兩黨が、如何にして聯合制度を制定せしかを傳へんが爲めに茲に其繁を厭はず左に其議事録を掲載せむ
 聯合制度に基く最初の議會は、明治三十四年十二月十日を以て教王護國寺内聯合法務所に於て開會の式を舉行したり。出席議員二十九名(樹下快明師缺席)議長は和田大圓師副議長は藤村密應師なり
 議員の席次姓名左の如し

議員の姓名

- 一番 藤村密應
- 二番 柳井智等
- 三番 北脇良藏
- 四番 佐伯宥純
- 五番 樹下快明
- 六番 木村觀空
- 七番 和田大圓
- 八番 泉秀明
- 九番 榎本龍海

- | | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 十番 | 遠崎琢修 | 十一番 | 湯崎弘雄 | 十二番 | 加藤諦見 |
| 十三番 | 平之亮禪 | 十四番 | 松岡秀算 | 十五番 | 小川義秀 |
| 十六番 | 松永昇道 | 十七番 | 宮寺普學 | 十八番 | 釋法傳 |
| 十九番 | 杉崎獎應 | 廿番 | 佐伯増行 | 廿一番 | 石堂慧猛 |
| 廿二番 | 高藤秀本 | 廿三番 | 秦義雄 | 廿四番 | 橋本琢雅 |
| 廿五番 | 山科俊海 | 廿六番 | 安永龍映 | 廿七番 | 松井宥傑 |
| 廿八番 | 藤村密應 | 廿九番 | 河部徳禪 | 卅番 | 加藤宥信 |

法務所委員は左の如し

- | | | | | | |
|------|------|----|------|----|------|
| 番外一番 | 土宜法龍 | 二番 | 瀧見常 | 三番 | 小川光義 |
| 四番 | 小山智瑞 | 五番 | 加藤諦見 | 六番 | 高藤秀本 |
| 七番 | 泉秀本 | 八番 | 椋本龍海 | | |

長聯合總裁は開會に先んじて左の告論文を朗讀せらる

◎告 論

總裁の告

老衲宥傑んで
 宗祖照鑑の下に於て本日眞言宗各宗派聯合議員と本所に召集して開會の式を擧ぐ
 夫れ今や聯合宗派は制度を設け管長を別置するも本地の教風を違奉する一大團體は古往今來未だ曾て其教脉を
 分立せしこと莫し是れ即ち宗派聯合の由て來る所以なり
 本議會は聯合制制定後最始の議會にして教學の擴張と舊債消却の爲巨額の經費を要し各寺院等には是が負擔を

賦課するは眞に本職の苦慮する所なり然れども宗派聯合の秩序を整理し且つ時勢に順應して本地の教風を煽揚
 せんを欲し乃ち止を得ず委員として此案を提出せしむ諸師宜く本職の苦慮する所を諒して宗派の和衷を聯合の
 一味と爲し審議熟察以て協賛の實を擧ぐべし敢て論ぐ

于時明治三十四年十二月十日

眞言宗各宗派聯合總裁
大僧正 長 宥 匡

以て、此會議の希望と成立如何を推知し得べし。

次に審査委員七名の選挙を行ふ、開票の結果左の七名當選

- | | | | |
|------|------|------|------|
| 橋本琢雄 | 河部徳禪 | 秦義雄 | 安永龍映 |
| 泉秀明 | 釋法傳 | 小川義秀 | |

其にて本日は閉會したり

此日御室派管長并に大覺寺派管長臨場せらる

○十二 日(午前十一時開議出席議員廿八名)

議長は奉答文脱稿に付之を議場に諮る、二十一番(石堂師)修正の文案を作り之を議場に問ふ四番議員等賛成多く遂に其に決す

◎奉 答 文

慕く惟に

眞言宗各宗派聯合總裁祝下親臨以て茲に初期聯合議會開會の式を擧げ、優渥懇篤なる告諭を賜ふ。想ふに聯合制規制正後日尙ほ淺く宗派聯合の實を擧ぐるに際し

祝下の苦心焦慮恐察し奉るに餘あり、我等亦深く中外時運の大勢に鑑み奮て聯合布教と教育の振興を畫策し、和衷審議聯合事務の完備を期し以て

祝下告諭の尊旨に副ひ奉らん聯合議會議長權中僧正和田大圓謹むて奉答す

明治三十四年十二月十二日

次に日程第一の豫算案第一讀會に移り、番外一番は大體の説明を爲し、同三番（小川光義師）は欸項細目に就て詳細の説明を爲し了て質議應答數番あり。二十五番（山科俊海師）特別委員五名を選び審査附托の動議を爲せしに二十七番（安永龍映師）先きに選りし審査委員七名に托せんとの説を爲し。贊成反對異論紛々容易に決せず。議長は特別委員か審査委員かは別に於て、兎に角本案を委員に附托するや否を起立に問ふ。満場起立。次に審査か特別かを採決せんとするや、本山派分離黨は審査委員に托せられては兎ても勝利の見込なきを以て、議長に採決の猶豫を乞ひしも、議長は會期の短きを理由として直ちに採決せんとするや、彼等十四名は袂を連ねて兼ねて用意の缺席届を出し議場を蹴立て、退席歸宅す。此に於て議員定數に満たず、依て議長は休憩を宣告す。時に午後二時三十分。遂に流會と成る。

○十三日（午後二時半開會出席議員廿九名）

此時よりして岸田派と田中派と相ひ分れ。爲めに議會は殺氣を帶ぶるに至れり

番外三番（小川師）は二十六番、三十番議員の質問に對し種々有益なる答辯を爲せり。時間も定刻に達し議長は散會を宣告す

○十四日（午後一時開會出席議員二十八名）

法務所より緊急事件として議事細則第五十四條に豫算委員六名を加ふることを提出す即決後直ちに其六名選定を議長に一任することに決す

- 秦 義雄 佐伯宥純 椋本龍海 安永龍映
- 加藤宥信 小川義秀

右の六師選ばる。次に乙第二號聯合費賦課及徵集法案の第一讀會に移り、番外三番の説明の後質疑應答了て右の豫算委員に附托することに決す。第三號議案應職義財特別賦課徵集法に移る。説明質疑終て、二十六番（安永師）本議案は特別委員五名を選んで其審査を附托せんとすの動議を提出し、満場贊成し。之を議長の指名に一任す。

十三日の
會議

十四日の
會議

宮寺普學 松永昇道 佐伯増行 杉崎英應
柳 法傳

右の五名指名せられ。議長は明後十六日の日程を報告し散會せり
此日醜翻派管長臨場せり(十五日休會)

○十六 日(午前十一時開會出席議員廿七名)

議案第四號聯合制規改正案の第一讀會を開く番外三番の説明の後ち質問應答あつて四番(佐伯師)本案を特別委員五名に附托せんと發議す。贊成多く其指名を議長に一任す
鹽崎琢修 石堂豊猛 藤村密輔 松井宥傑
木村觀空

其指名に當り。次に第五號議案會計條例に移る。説明質問の後、本案を豫算委員に附托することに決し次に第六號案布教規則の第一讀會を開く、瀧師説明議員の質問終て二十六番より委員附托議長指名の發議を爲し、滿場贊成

泉 秀明 北脇良誠 平之亮禪 橋本琢雅
湯崎弘雄

指名に當り。次に第七號議案聯合制規中教育に關する條章の改正案に移る。高藤師説

明の後質問了て是れ亦第四號案の委員に一任するに決す。次で第八號議案教育條例の第一讀會に入る。二十四番(橋本師)第四號第七號と同じく教育に關する案なるを以て同一の委員に附托せんことを發議す。滿場異議なく可決。次で第九號議案中學を認定學校とする支出豫算設計案に移る。是れ亦前の教育に關する委員に附托することに決す。茲に議長は明日の日程を報告し散會

○十七 日(午後一時開會出席議員廿七名)

議事に先立て二十番(佐伯増行師)高野派々號改稱に對する法務所の意見を問ふ番外二番は聯合法務所として不同意の旨を答ふ藤村師の反問小川師の應答あり。議事日程第十一號議案寺院等級再調査に關する建議案(和田師提出)此時副議長藤村密應師議長席に就き議事を開く。四番(佐伯師)本案は誰も必要と認むと雖ども、番外との交渉も充分行届居らざれば豫算委員に附托するに決せり。次に第十四號議案聯合制規中法務に關する修正案(佐伯増行加藤宥信師提出)に移る。加藤師支所分立の不可なる所以を説明するや、四番の審査委員附托説に決す。七番(和田師)事相講傳所の基金、收支明細の報告を本所委員に求む。番外一番(土宜師)承諾の旨を告げ散會す(十八日休會)

○十九日(午後二時開講議員廿七名)

番外一番は事相講傳所の二十九年七月より三十四年十月迄の收支一覽表に就き説明せり。議案第十一號寺院市町村稅戶別割免除に付建議案(提出者釋法傳、高藤秀本二師)に入るや。釋師提出の理由を陳べて主務大臣へ申請の事を要求す、番外一番は其申請の効力極めて薄きを説明す、二十二番(高藤師)委員附托説を出す、滿場之を容る。議長指名左の如し

柳井智等

釋

法傳

湯崎弘雄

次ぎに第十四號議案尋常中學林を宗立とするの請願(服部僧正の提案にて安永師提出)に移る。是れ亦教育に關する委員五名に附托するに決す。

茲に議長は法務所より議會の會期十日間は本日にて滿ちたるを以て、聯合制規第七十六條に據り二日間の會期延長の通告ありし事を報告す、此時二十一番(石堂師)教育に關する第四號、第七號、第八號、第九號、第十四號案の審査を急ぐべければ、委員五名の退席を請求す、滿場異議なきを以て五名の委員退席別室に委員會を開く。次に第十二號法務支所合併案特別委員長河部德禪師の修正報告あり、讀會を省畧して可決確

定。次に第六號議案布教規則の議事に移り、委員橋本師の説明畢て質疑應答の後讀會を省畧して委員の修正通り可決確定。次に第五號議案會計條例に就き委員長桑師は原案第八條の三月三十日とあるを二月十五日と修正し他は原案の儘に決せんことを報告す、是れ亦讀會を省畧して可決確定の後ち散會

○二十日(午前十一時開講出席員廿八名)

第四號議案聯合制規改正案の議事に入る。二十一番(石堂師)委員長に代りて京都に中學本校を置き野山に同分校を置くは、京都と高野彼我の事情已むを得ざるに出でし旨を報告す。一番(藤村師)特別委員の一人として實際に就き、經濟上等より打算して高野分校設置の必要を詳説す。即決の動議起り、之を起立に問ふ贊成二十六名にして可決確定

次に第七號の教育に關する制規改正案の議事に移る二十一番大體の説明を爲し、此時即決の聲頻りに起る。本案は委員修正の通り讀會省畧可決確定

午後開會議長は第八號議案教育條例に移るべきを宣告す、特別委員石堂師委員會の經過を報告す。藤村師委員會の少數意見を述べて曰く、大學の教職任免は大學總理に於

てするの至當にして、殆ど既得の權利に屬する旨を説く。之に對し石堂師は學校を主宰するは大學總理の職權なれども、教職員の任免權は宜く聯合總裁に在る可しとて、世間の大學に在ても大學總長あれども、其教職員の任免は文部大臣に於てするが如し云々とて委員會多數の意見を陳ぶ。安永師第二讀會に移さんことを發議す。滿場賛成直ちに第二讀會に入る。二十六番(安永師)は教育條例に左の二箇條を加ふるの修正案を提議す。曰く本條例の始めに

一、本則に規定する各學校は聯合總裁を以て設立者とす

一、聯合總裁は當該學校設立者の資格を以て、當該學校の總理校長の認可を監督官廳に申請す

二十三番(秦師)此條項の決議を後廻はしと爲し、先づ委員修正の案に付き逐條審議せんと動議を提出し、滿場賛成。逐條異議なく、第三十九條に至て藤村師全然削除の動議を提出せしも、採決の結果、委員會多數の意見通り可決。安永師の追加條項は法務所委員に一任することに成れり。次に第九號議案中學を認可學校とするの議に移る。贊否討論の後、本案は必要なるを認むと決せり。第十五議案教學基本金蓄積法案に移り、安永師説明中議員缺席多く定數に充たず、依て議事を中止す。暫時の後、議長は

第十三號寺院市町村稅戸別割免除の建議案に移る。二十二番(高藤師)讀會省略即決を叫ぶ、滿場賛成可決す。次に第十六號議案各宗派僧侶座次に關する建議案の議事に入る、質問の後、二十三番(秦師)本案は項目を別に定めて建議するの要なしと爲し、左の修正文を提出せり。

總裁に於て標準と定め相當の手續に依り聯合宗派一般へ訓令する事

滿場賛成秦案に決す

廿一日の會議

○二十一日(午前十時開議出席議員廿八名)

議案第十一號寺院等級再調査案に移る。十五番(小川師)の説明あり。第二讀會に入るや二十九番(河部師)の修正ありしも、委員會の修正通り可決確定。次に第二號議案豫算案に入る。二十三番(秦師)説明、質問の後、委員修正通り讀會省略可決確定。次に第二號乙賦課徵集法案に移る。委員十五番(小川師)説明の後、第二讀會に入るや、一番(藤村師)第四條但書の末尾に聯合制規第二十四條の規定に依り補せらるべき試補に限り禮録は金拾圓とすとの追加を爲し、賛成多く遂に藤村師の修正通り可決。爾餘の諸條は讀會省略委員の修正通り可決確定、次に第三號特別賦課徵集法に移る、十

七番(宮寺師)説明、釋師の補説、質問の後、讀會省略して可決確定
次に常任委員八名選舉の結果左の如し

鹽崎琢修	藤村密幢	河部德禪	高藤秀本
安永龍映	和田大圓	釋法傳	加藤宥信

豫備委員投票開緘の結果左の如し

石堂懸猛	木村觀空	佐伯増行	柳井智等
橋本琢雅	松井宥傑	小川義秀	杉崎英應

次に議長は埼玉縣より人法興隆會設立の請願并に會報發行の請願あり、俱に法務所に
参考として廻付せし旨を報告す。次に安永師の提出にかゝる教學基本金蓄積法案、并
に長者名公稱の建議案どもに閉會に差支ゆるを以て自ら撤回して法務所に参考として
廻付せられんことを請求す。次に加藤諦見師の提出に係る聯合制規第二十八條の改正
案は少數否決、其より總裁現下親臨して左の告諭を賜ふ

閉會の辭

本日聯合會議事決了の旨と告げ閉會の式を舉ぐ
抑々今期議會は聯合宗派最初の大會にして教學擴張の爲め宗派寺院の負擔重きを加ふるに至る眞に憂快に耐へ
ざりしも議員諸師の慎討論議克く宗情と視察し時勢と洞觀して圓滿の議了と爲せしは本職の深く満足する所願
ふに各宗派管長も必ず同情と表せらるることを信ず此に閉會式に臨んで諸師連日の勞と謝し併て將來愈々進ん

で教學の刷新と盡し宗派聯合の基礎と鞏固ならしめんことを萬祖照覽の下に於て懇ろに至嚙す

明治三十四年十二月廿一日

眞言宗各宗派聯合總裁

大僧正 長 宥 匡

各宗派の
派會

議員退場無事閉會を告ぐ

是より先き高野派并に醍醐派は爾餘各宗派に先んじて、各々本末大會を開設したり。
即ち高野派は十二月廿日より、醍醐派は同月二十九日より開會し、大なる支梧衝突な
くして各々無事閉會を告げたり。單稱眞言宗、御室派并に大覺寺派の大會は各々明治
卅五年一月中旬に開き是れ亦無事に閉會し、茲に三箇年の紛擾は完く其落着を告げた
り。

各宗派管
長連名の
訓令

各宗派聯合總裁を始め各派管長皆な此聯合制規を維持せんと欲し連名以て左の訓令を
發するに至れり。茲に完く平和に歸せしを知る可し。

令第十號

聯合各宗派一般

聯合初期の大會は既に圓滿に結了し聯合の基礎倍す鞏固に教學の刷新正に其緒を開
きたるは本職等の深く歡喜する所なり然り而して聯合の鞏固を保持するには聯合に

關する財政の整理を要し教學の進歩を謀るには經費の増加を免れず之れ従前に比較し賦課の重さを負擔せしむるに至るは實に本職等の憂苦に耐へざる所なれども時勢の進運に鑑み宗派の發達を期せんとするに於ては今回決議の課出は勢ひ免る能はざる所なり夫れ中學を宗立とせし改正の要旨は中學教育の振はざるを慨し其教育改良と共に一面には地方費の偏輕偏重を均一ならしめ寺院の負擔を減輕せんとするにあり依て聯合宗派内一般住職特に各綱維は須らく宗狀の如何を察し大會決議の旨を體し其責任を敢て忘たるなく拮据黽勉以て聯合の鞏固を謀り倍す教學の發達を謀るべきことを懇篤訓令す

明治三十五年一月五日

眞言宗各宗派聯合總裁大僧正	長	宥匡	同	高野派管長大僧正	原	心猛
同 大覺寺派管長大僧正	高	幢龍湯	同	御室派管長大僧正	泉	智等
同 龍福派管長大僧正	和	氣宥雄	眞言宗管長大僧正	長	宥匡	

第十章 結論

首を回して既往を顧れば殆ど三箇年の星霜を費し、幾千の僧俗、數萬の資金を抛ち、

分否事件
の功罪得失

東走西奔或は宗會場裡の紛論と爲り、或は聯帶會議員の選舉に競争し、或は東都に同志大會を開設し、或は檀信徒會を各地に組織し、或は官衙に出で、事の理否を諍ひ、或は帝國議會に運動して其是非を問はんと企てし等、過ぐる三年間の春秋を顧れば、眞に多事忙殺裡に消光せり。此貴重なる歲月と勞力と金力とを費して而も贏ち得たる所は果して夫れ何ものぞ。利害得失は事物の表裡なりとすれば、此分否紛擾事件も亦恐くは此通理を免るゝこと能はず。乞ふ先づ損失の點より算へ來らむ

(一) 分否雙方に於て積極的生氣を消耗し、一宗、教學上正に起すべき、否な必然起るべき事業を中絶せし事

(二) 新古を分離し各山を獨立せしめ、殆ど一宗一味て理想的眞言宗の復活を見るべからざるの弊制惡習を作りし事

(三) 古義派内に分否兩派の隔離的二分子を製り、第二の新古を組織し、是れ亦殆ど永世磨滅し得られざるの弊根禍源を殘せし事

(四) 御室等の四箇本山が不法なる獨立請願を爲せし爲り、内部の事情露顯し、大本山の神聖と威嚴とを失墜せし事

(五) 分否雙方の本支部に於て、直接間接此紛擾の爲めに費せし金高は總計殆んど拾萬圓、其費消せし歳月は殆んど三箇年、而して幾千人の腦力勞力を此消極的運動に消費せし事

今夫れ其損失の間接なるものをも合算し來らば眞個に無限なるべしと雖も、今は唯だ誰人にも認識し得らるべき直接の損失を列舉せしのみ。而して次に此紛擾の爲めに得し所の利益如何と云ふに

(一) 立教開宗已來未曾有なる禮信徒會を全国各地に起し、一宗の制度組織上より宗祖の根本精神を鼓吹し、大に禮信徒の信仰復活を計り併せて寺禮僧俗間の情誼を温めし事

(二) 從來餘りに重きを置かれざりし宗制條文に就て熱心討議せられ、制度法文の忽諾に附すべからざることを知覺せしめ、叨りに本山や二三當局者に一任すべからざることを認識せしめ、宗旨は宗徒各自が分擔擁護するの自覺心を興へ、一言以て之を蔽へば、宗徒の政治的・法律的・智識的發達を促せしこと多大なる事

(三) 宗祖弘法大師の偉徳は日々に熾なるも眞言宗てふ者の存在は、殆ど現社會より忘却せられんとしつゝありしに、此紛擾事件の爲めに、其尙は健在せることを一般社會に認識せしめし事

(四) 分否の紛擾激烈を極め、一時東都新聞紙上の一大問題と成り、大に社會の輿論を惹起し、宗教的勢力の侮るべからざることを示せし爲め、政治家をして宗教の事柄には輕々敷手を下すべからざることを充分覺知せしめし事

(五) 全國禮信徒より幾千通の獨立許可取消の請願を提出し、衆議院議員をして、之を紹介せざるを得ざるに至らしめ、復熱心なる議員等の運動に賴り、政府當局者をして調停斡旋の已むなきに至らしめ、折角其獨立せし各派も殆ど獨立の實なきに終らしめたるが爲め、從來傍觀垂涎しつゝありし淨土宗曹洞宗等の二三本山の分離請願運動を豫防せし功能かりし事

想ふに詳細に其所得の方面を講究すれば亦恐くは限りなかるべしと雖も、今は大體上より觀察して右の五項を得たり。

已上十項の功罪得失は既往三箇年間紛擾に紛擾を重ね、衝突に衝突を重ねし成績結果の大體計算なりとす。米國コンコードの聖エマールソン會て言へり、世の中の大小萬事

は互に報償す」と眞なる哉。乞ふ分否兩黨の諸師一時の利の爲めに慶喜するを已めよ。亦た目下の損失の爲めに憂慮するを已めよ、今日折角得たる所の利も、今後諸師の云爲如何に依り却て損失と成らむ。復今日の損失も將來諸師の行動如何に依り、相ひ償ふて餘りあるに至らむ。吾人は敢て深く既往を尤めず、唯夫れ將來を警誡せんを欲するに在り。

嗟呼今や古義各宗派獨立して各自に管長を置き、布教と興學の二點に於て聯合の組織を爲し、住職の任免と度牒授與に於て聯合長者の檢知を経由するの制度を爲す、古義一派をして全然分裂せしめずして尙ほ聯合制度の下に結合統一せしめたるは、實に亦這般紛擾の賜なりと謂はざる可らず。今後の眞言宗夫れ果して能く舊組織に優るの成果を齎らし來るや否や。吾人は讀者と俱に唯だ是れを今後の事實に徴見するより外なしと爲す應。

今後の眞言宗夫れ果して如何

眞言宗革命史 大尾

附

録

は互に報償す」と眞なる哉。乞ふ分否兩黨の諸師一時の利の爲めに慶喜するを已めよ。亦た目下の損失の爲めに憂慮するを已めよ、今日折角得たる所の利も、今後諸師の云爲如何に依り却て損失と成らむ。復今日の損失も將來諸師の行動如何に依り、相ひ償ふて餘りあるに至らむ。吾人は敢て深く既往を尤めず、唯夫れ將來を警誡せんと欲するに在り。

嗟呼今や古義各宗派獨立して各自に管長を置き、布教と興學の二點に於て聯合の組織を爲し、住職の任免と度牒授與に於て聯合長者の檢知を経由するの制度を爲す、古義一派をして全然分裂せしめずして尙ほ聯合制度の下に結合統一せしめたるは、實に亦這般紛擾の賜なりと謂はざる可らず。今後の眞言宗夫れ果して能く舊組織に優るの成果を齎らし來るや否や。吾人は讀者と俱に唯だ是れを今後の事實に徴見するより外なしと爲す應。

今後の眞言宗夫れ果して如何

眞言宗革命史 大尾

附 録

全国各地に於ける畫一同志會支部并 檀信徒會概況一斑

著者が最初の計畫は、各地に於ける畫一同志會支部并に檀信徒會が活動の現象を逐一詳記するの心算なりし所
十餘の支部三十餘の檀信徒會是と悉く詳記せんには亦數百頁を要せざる可らず、遺憾ながら茲に單に其概況一
斑と記載するの已む莫きに至れり。各地支部并に檀信徒會の諸氏乞ふ之と諒せよ。

● 淡 路 國

明治三十二年十月の宗會に可否問題の起るや、最も劈頭に國論と一定して、畫一同志會支部を設置し、「各山各立
別置管長の件に付ては極力反對の主義を採る」云々の廣告と「傳燈」に出せしは實に淡路國なりとす、十一月三
十日を以て洲本中學校に寺院總會を開き、支部規約、締盟書を作り、樹下、桂、芳田、宮岡、岩清水、松山の諸師最
も熱心に畫一主義を鼓吹せり、三十四年一月十七日洲本に檀信徒會を開設し來會者八十餘名、佐野助作氏と會長
に推し、濱田、奥野、神代、島、鈴木の諸師顧問たり、本部よりは土宜氏出演せり。

● 備 前 國

淡路に次で速に國論と一定し、各山各立に反對の態度を執り最も強固の團體を結びし國は備前支所下寺院なりと
す、明治三十二年十一月六日に同支所の臨時大會を開き部下の一致團結を強固ならしむる爲め盟約に各自署名捺
印せり、其盟約の趣旨に依れば古義畫一主義に違犯する時は違約金として參百圓と出さしめ、剩へ部内を攘斥し
公私の交際を断つと云ふに在り、其後此盟約は頗る效力ありて同支部下には異主義の出でしこと極めて稀れなり
し。當時の委員は佐伯増行、丹生光昭、富海教隨の三師なりき。

●愛媛縣

宗會議員中畫一主義を採りし十五名中の職將服部鏡海僧正が宗會閉會後單身縣下を巡訪し、瀬川、藤田等の有爲の壯年之を補助したるを以て、速に國論と一定し得て支部を設置し、服部僧正を總裁に仰ぎ、岸基自昇僧正を副總裁に仰ぎ、幹事には大本實圓、正岡爾覺、瀬川大憲、藤田智空の四師交々其任に當り、徳永靈仙僧正、龍田宥玉、阿刀真雅の三師を同會の顧問に仰ぎたり、同國は毎に人物の配合其直きを得たるを以て最も強固なる團體を組織し得て、後日變節者一人とも出さざりしは同國の名譽を爲す所なり、總會を今治高野山出張所に開くこと前後實に五回以て其熱心の程度を推知し得べし、三十四年三月各郡に檀信徒會を組織し、宇摩郡の如きは檀信徒の會合せし者百六十餘名、新居郡は二百餘名、周桑郡は百五十餘名、越智郡は二百餘名温泉郡も殆ど前同。孰れも本部よりは和田、樹下の兩僧正出張演説せり

●讚岐國

明治三十二年十一月二十四日を以て寺院總會を開設して畫一主義を執るの盟約規則を設け、支部を設置し、吉祥宜弘師を支部長に仰ぎ、幹事には小野觀全、十河龍澄、辻智俊、大西寂純の四師評議員には丸山法梁、安永龍暎、真井覺深、樽尾伸道、佐伯覺良、藤井津梁、武井旭雄、蓮生觀全の八師を推し、地方幹事には松村孝澄、佐伯覺良、安永龍暎、前田知慙、太田周本、關王顯明、荒城智雄、宮田密量、林圭潤、長谷圭純、山口龍玄、長谷任純、関王大光、大西淨範、寶城明善、福井法住、港大住、佐伯覺惠、佐伯行輝の十九師を任ぜり、三十三年四山獨立の認可成るや、九月十六日を以て綱維會を催し本山の獨立を離脱と認め、宗典擁護の決議を爲せり、同年十一月二十六日高松市時和園に檀信徒大會を催し各郡の檀信徒總代會にて選出せる代表者及び篤志名望家等實に二百三十七名、僧俗の傍聴に來りし者亦九十三名にて會長に鈴木傳五郎氏副會長に鹽田忠左衛門氏を

推し、片山高義、高橋真平、山本啓太郎の三師を幹事に選び同會が殆ど讚岐の有ゆる有力家を網羅せしは以て若何に畫一主義が同國檀信徒の間に歡迎せられたるかを推知し得べし。小豆郡に多少の異分子ありし爲め分否對抗演説ありしも、其餘は殆ど畫一を以て風靡せり、特に檀信徒の中には畫一勝利の祈禱を爲し、若くは米穀金錢等を贈出して同志を助けし事の如きは他縣に見る能はざる所なり

●美作國

卅二年十一月十四日を以て同國寺院住職九十四名出席し、各山各立主義に反對の盟約を爲し、違犯者は部内を攘斥し公私の交際を斷つ決議を爲せり、當時の委員は新弘榮、岡本慈航、岩原諦勢、石谷密定、松坂旭宥の五師なりし。三十三年九月三日總會を開き、獨立各派の宗制は違奉の價なき旨を決議せり。三十四年二月二十七日より數日間同國三部に檀信徒會を開設し本部より和田大圓師出演し、石谷密定師之を補佐し孰れも盛大強固なる檀信徒會を組織せり。二十七日に津山に大會を催し、出席者八十一名

●三河國

三十二年十二月二十五日同國瀨美郡不動院に同國の有志會を開き、各立の暴議に反對すべの決議を爲し、同院に支部を設置し、太田貞順師其幹事に任ぜり。畫一に熱心なるの極師弟法類の間にも義絶する者之れあるに至れり、三宅僧正を始め渡邊、太田、稻葉等の諸師最も盛衰せり

●兵庫縣 播州

三十二年十二月十五日を以て、播州加古川稱名寺に寺院總會を開きたりしが出席者六十有餘名是れ亦各山各立に反對の盟約を爲せり。後西播支所下は最初支部を佐用郡清林寺に置き伊達義輝師其幹事たりしも、後變節せしを以て支部を赤穂郡萬壽院に移し柳井智等天城師最も奔走盡力せり。秋元等の變心は一方ならず同部下を混亂せし

徳島縣

めたりと云ふ。復東播支所下は三十三年九月九日十日の兩日加東北持實院に部下總會を開き、各派の獨立と否認し畫一主義を執つた。同地は瀧僧正を始め奥川、小瀬師の率ゆる所にて、異主義者を出さざりき。三十四年一月二十七日加東郡善龍院に於て檀信徒同盟會を組織せり。來會者郡内名望家四十二名なりき。復四播に在ては三十四年二月二十三日より引續き四播各郡に檀信徒會を組織せり。本部よりは小山裕全師出演せり

●徳島縣

三十二年十一月四日同市般若院に寺院總會を開き、會する者百有五名、宗會議員善藏、小川、鹽崎の三氏は熱心に各山各立説を主張せしむ。遂に大多數を以て畫一主義を採る事と決議せり。支部と佐古町福藏院に置き、秋津快忍師と支部長に村中旭應、林玄信兩師と幹事に選舉せり。三十三年十月十日寺町般若院に總會を開き、飽迄宗典擁護の決議を爲せり。三十四年二月一日般若院に畫一大演說會を開き、和田師出演治と同市と風靡せり。次で檀信徒會と各郡に起せり

三重縣

●三重縣

同縣第一號支所下寺院一同は遂に各山各立の暴議に反對する旨の廣告と傳燈に出せり。支部と白子觀音寺に設置し、三十三年九月十三日總會を開き、淺野觀澄師と支部長に、吉川、久米の兩師と幹事に選べり。金剛玄道、青山圓諭の兩師最も熱心奔走せり

愛知縣

●愛知縣

同縣乙法務支所下寺院は三十二年十二月二十五日と以て古義畫一制度を期するの廣告を爲せり

關東一府四縣

●關東一府四縣

三十二年十一月十五日東京日本橋區大安樂寺に關東一府四縣の寺院集會して、畫一主義を採り支部を設置し、山科

但馬

●但馬

後海師と支部長を爲し違約者は公私の交際を断つる條件を以て互に盟約書を取替せり。復翌年四月九日と以て關東支部會を催ふし、綱維總辭職等の決議を爲せり。又三十三年七月十八日にも總會を開き、萬一主務省が各山の獨立を認可せんか、關東寺院は舉つて長者井に所屬本山の指揮命令を奉せず、更に自治的宗治法に依らんことを決議せり。同八月二十五日にも總會を催ふし、四ヶ本山の獨立と離脱を認めて動く所あらざりし、斯くも強固なりし關東は如何なる天變の魅入りしか。遂に晩節を完ふせざりしは真に惜む可し

富山縣

●富山縣

畫一議員長谷部、牧田の兩師の下に同國寺院一般は熱心畫一主義を執るの誓約を爲せり、其盟約書中に加盟者は如何なる事情に遭遇するも畫一主義に違犯する者は公私の交際を断ら之と新聞雜誌に廣告す云々の條項ありし程なりしが、三十四年一月頃より湯崎氏等漸く節と變つ分離派に通ずる所あり、同國は遂に不名譽の最後を遂げたり

九州

●九州

三十二年十一月に同縣支所下寺院の名を以て、極力各山各立主義に反對する旨を廣告せり。三十三年十二月六日と以て富山市來迎寺に總會を開き、來會三十四名にて支部を設置し河部德禪師支部長にて萬事を幹旋せり

三十二年十二月六日と以て九州一圓の寺院は熊本市正福寺に相會して各山各立主義に反對するの決議を爲し、會長に大西明道、幹事に櫻井良誠、釋瑞雲、辻弘道、平瀬宜舜の諸師を推せり。三十三年十一月七日八日の兩日久留米市豐王寺に臨時會を開き、離脱派の干渉を受けざるの決議を爲せり

丹後

●丹後

同國は師僧泉秀明師と意見と異にして畫一に熱心なる泉龍師之を率ひ、恒に丹波と氣脈を通つ終始畫一主義と

丹波國

執て勤がざりしは同國の名譽なり日下義道師亦努力せり

●丹波國

同國は高校講師之を率ひ、畫一に賛同し三十四年一月十五日三郡に檀信徒會を開設し本部より石谷密定師出演せり

若狹國

●若狹國

關井縣第二號支所下寺院は三十三年九月五日に總會を開設し、大多數を以て畫一派に賛同し千鴻龍範師を總代として萬事と處理せり山岸、佐伯の兩師幹事たり

大阪

●大阪

三十三年九月に大阪支所の總會を催ふせしに會する者三十餘名、議論分否兩派に分れ兩派より委員三名宛て選出して支所分列の手續と了せしむることを爲したり、從來同地は泉、佐覺等の領する所なりしも、此時よりして彼等の勢力は頓に地に墜ちたり

和泉國

●和泉國

同國支所下寺院一般も三十二年十二月二十日を以て、各山各立の暴議に反對する旨と廣告せり。翌年九月二日を以て大會の報告會を開きたり、同地は熱心なる龍臥師の率ゆる所とて終始動搖なかりしは同國の名譽なり、奥田、大西、仲村、清原等の諸師最も盡力せり

●能登國

三十二年十二月二十四日石川縣水郡結業井に乙支所下寺院は各山各立に反對し畫一主義を確守するの規約を爲し又其旨趣を發表せり、支部と宇津町長樂寺に設置し、猪口聖海師を支部長に推選し、高室、吉元、廣澤の諸師

と評議員に選び熱心に畫一に整齊せり。本部よりは龜山圓海、瀬川大憲出演せしことあり

●備中倉敷

明治三十二年十一月三日を期し、宗會議員樹下、岡本、高藤の三師出張して同國窪屋郡倉敷町地藏院に支部を設置せり又同月二十一日に同郡法輪寺に同志の懇親會を開けり。支部幹事に地藏院、評議員には利生院、彌勒院、眞如院、寶滿寺、千手寺、吉備寺實際寺の七名を選擧せり。三十四年一月十三日に地藏院に於て檀信徒會を催ふし來會者百餘名にて樹下覺三師を總裁に豊岡昇呼師を副總裁に仰ぎ、彌固なる畫一檀信徒會を組織せり、之を倉敷檀信徒會と稱す、此日土官僧正出張演説せり

●備中矢掛

矢掛支部を設置し、橋本智玉師が主任たり。三十四年一月十一日に矢掛多聞寺に備中々央檀信徒會を開設し、來會者三百餘名此日土官僧正出演

備中西部

●備中西部

同國第二號支所下寺院十五ヶ寺最も彌固なる畫一團體を組織し、寺檀共に人心一致し雲井宥範、釋大空の兩師幹事として最も幹旋盡力せり、三十四年二月二十四日遍照寺に南部檀信徒會を開設し來會者百五十餘名、翌日後月郡松鶴館に北部檀信徒會を組織し來會者四十八名孰れも同地有力者多かりしなり、和田師の出演

●備中北部

三十三年十月に北部同盟會を組織し規約を定めて畫一に熱心せり、宇野多智本藥師寺義鎮等の諸師盡力せり

備後庄原

●備後庄原

同支所下寺院十六ヶ寺。林哲深、覆曇度量二師奔走の下に畫一主義の旗幟を樹てたり

備後西部

●備後西部

同國御調郡神宮寺に西部同志會支部を設置し古義畫一の方針と執れり。龜山眞明師等最も靈力せり

備後福山

●備後福山

三十二年十一月二十八日に有志大會を開き、最も強固なる畫一主義と執るの盟約と爲し深安郡寶泉寺に支部を設置せり、幹事は佐伯、龜山、栗田、釋、福田の五師なり。龍華院住職龍池師の解任に就ては同地の最も苦心せし所なり。三十四年二月二十六日龍華院に大演說會を開き、和田、龜山、釋、栗田等の諸師出演せり

備後尾道

●備後尾道

三十二年十二月二十五日を以て尾道大山寺に同支所寺院の懇親會を開き、全會一致を以て畫一論に決定せり。同地寺檀の有志者は異分子あるにも拘らず畫一と熱心唱道し、三十四年一月十二日に尾道市淨土寺に檀信徒會と組織し出席者五十八名土宜僧正出演せり

山口縣

●山口縣

三十四年一月十四日馬關國分寺に總會を催ふし支部を設置し、出席者十二名中村一現師主任を爲り、村岡文龍平原隆法の兩師の事務員に任じ、熱心に畫一と鼓吹せり

岐阜縣

●岐阜縣

同縣下寺院は岐阜市櫻町安樂院に支部を設置し村山良純、河合了圓其幹事たり

廣島市

●廣島市

廣島市持明院に支部を設置し、龜尾圓曉、齋木公惠の兩師最も奔走靈力せり。三十四年一月に檀信徒會を開設し本部よりは和田大圓師出演せり

出雲國

●出雲國

同國の小川義秀、池本智海、長瀬學謙、央、釋、金山、高橋等の十六名は相會して規約と設け畫一同志會を設置せり。後七名の變節者と出せしを以て、同地の新聞に廣告して公私の交際を絶てり

石見國

●石見國

三十三年九月十六日を以て同國楞嚴寺に總會を開き、出席者二十名、熱心に畫一に賛同し、支部を設置し、龜山宥本師と支部長に、金山智信、澄田隆尊の二師と幹事に、加田、左右田、密門の三師と委員に擧げたり

北海道

●北海道

三十三年九月二十八日有珠郡眞言宗説教所に集會し青年年協和會を組織し、畫一主義と執る事を決議せり

攝津國

●攝津國

同國川邊郡金剛院に支部を設置し、東智禪師之が幹事たり。同西の宮法心寺にも支部を設け、高田義本師幹事たり

備後北部

●備後北部

比婆郡比和村城福寺に支部を設置し、林哲深師幹事たり。

周防國

●周防國

玖珂郡柳井村金剛寺に支部を設置し、弘津成道師幹事たり。林俊光師靈力せり
此外紀伊、大和、志摩、金澤、因幡、兵庫、河内、山口等にも畫一主義に賛同して終始畫一同志會本部と同一歩調に出でしもの決して尠なしとせず

傳燈

毎月二回發行(十三日、廿八日)

一部七錢 一ヶ年壹圓六拾八錢

眞理正道に逢へば春風和氣、非義非道に對しては秋霜烈日。温乎として人を薰育するは其天真、凜乎として魔を悚伏するは其血性なり。正義の存する所、富貴も移す能はず。理義の在る所、威武も屈する能はず。『傳燈』の眼中唯だ夫れ理非正邪ある而已。權勢憚らず毀譽與らず。公平の觀察、眞摯の評論。守る所は専ら正理に在り、禦ぐ所は偏へに妖邪に存す。成敗利鈍固より顧みず、利害得失必しも意とする所にあらず。常に正義と眞理の燈火を持して、社會の暗黒を照破するを以て任とす。平和なる時は汪洋春海の如く、激する時は奔湍飛瀑岩を嚙んで走るの概ある者夫れ唯だ我が『傳燈』乎。「平時喋々臨事啞、平時炎々臨事滅」は我が『傳燈』の本領にあらず

●聯合法務所并各宗派宗務所の諸達令は傳燈に掲載するを以て公式と爲せり

京都市下京區八條町一番戸

傳燈會

特に輿論の木鐸たる各宗諸新誌の高評を一讀すれば、如何に下店發賣の通用帽が他の帽

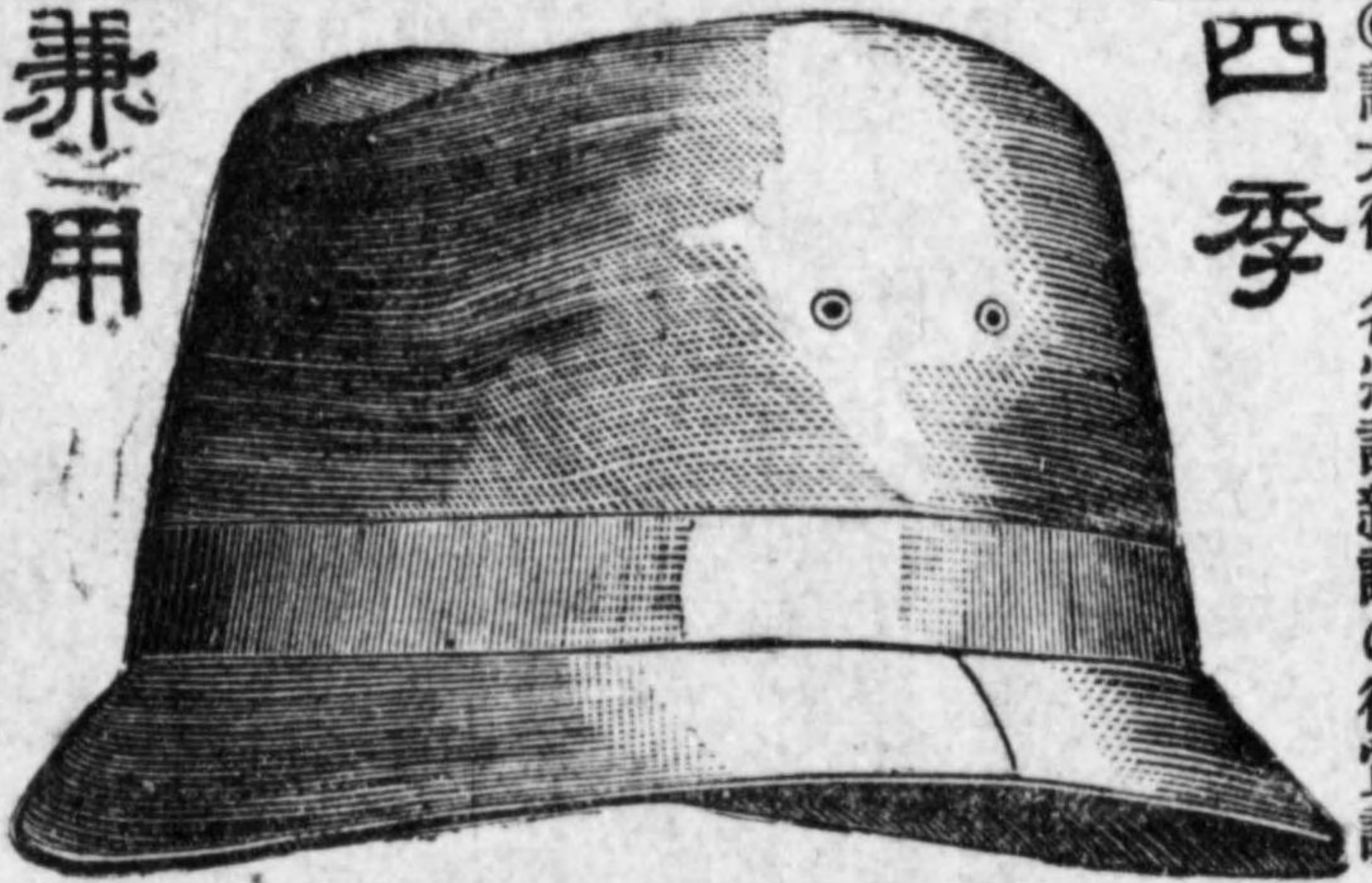
帽は小形
(普通形)
大形の三
種に分つ

四季

諸大徳、各宗諸新誌の御賞讃

馬鹿み輕いる

佛各宗通用帽
(一 名燕尾帽)



故に御注
文の際に
何形と御
明記を乞

兼用

書數百通を辱せる名譽帽たり

燕尾帽の小形は曲尺にて廻り(一尺七寸八分)普通形は(一尺八寸三分)大形は(一尺八寸八分)

御記載な
き分は總
て普通形
を送す

京都市烏丸通六角南入
林勘兵衛 製造販賣舗

爲換は京
都郵便本
局拂に御
取組を乞

明治卅五年三月二十一日印刷
同 年同月二十四日發行

〔定價四拾五錢郵稅四錢〕

著者 香川縣平民
發行所 石堂慧猛

京都市下京區梅小路御寄町八條町
八十五番戶寄留

印刷者 林虎之助

京都市上京區間ノ町竹屋町下ル楠
町十六番戶

發行所 傳燈會

京都市下京區八條町第八十五番戶

印刷所 圖書出版株式會社
京都市下京區油小路通松原上ル
龍町十二番戶

特に輿論の木鐸たる各宗諸新誌の高評を一讀すれば、如何に下店發賣の通用帽が他の

帽は小形
普通形
大形の三
種に分つ

四季

馬鹿み輕る

佛教各宗通用帽

(一類名燕尾帽)



故に佛
文の體は
何形と
明記を乞

兼用

の書數百通を辱せる名譽帽たり

小形は曲尺にて廻り一尺七寸八分普通形は一尺八寸三分大形は一尺八寸七分

○帽子の種類多ありと雖、昔な俗に流れ然たる踏實に叶ふ者なし、仍て下店來考究し、各宗諸師の御意に遵する、通用帽を製せし處、各位より殊なる御高評と賜はり、下店之光榮之に過ぎず、依て佛の原料を採み無比の優品を製し、各宗諸師に贈りんとす、實に佛の御意に叶ふるなり

◎通用帽(一名燕尾帽)は高潔なる意匠に無類の美觀と具へ、形等は一類第一べからざる感服を備ふるのみならず、他の類と異なり、體形の美びなき實用の類なり、就中佛道の如きは佛の御意にして特に衛生を重んじ、佛比の輕便とし(空氣流通) (日曬袋)を備へたれば、夏冬季に又清潔なり

金銀製品
小形五個以上無運賃

郵便は市
組に御

東京市丸通六角南入
林勘兵衛

明治卅五年三月二十一日印刷
同年同月二十四日發行

〔定價四拾五錢郵稅四錢〕

著作兼發行 香川縣平民 石堂慧猛

京都市下京區梅小路柳町八條町八十五番戶寄留

印刷者 林虎之助

京都市上京區問ノ町竹屋町下ル楠町十六番戶

發行所 傳燈會

京都市下京區八條町第八十五番戶

印刷所 圖書出版株式會社

京都市下京區油小路通松原上ル龍町十二番戶

318
30

1000

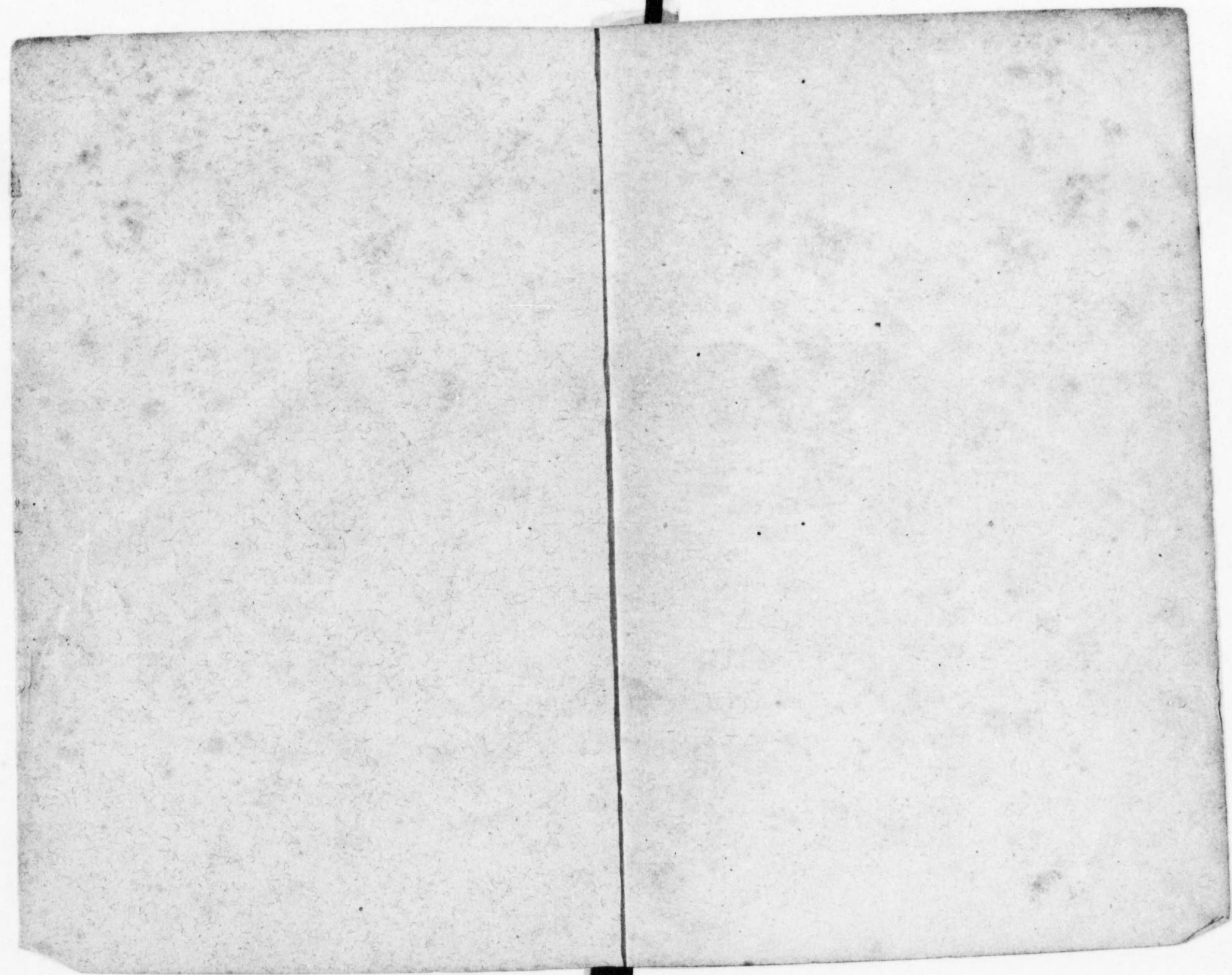
民國十一年十月十日

...

...

...

...





156

24